

## 第 2 回

# ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和4年9月20日

忠 岡 町 議 会

## ごみ処理施設調査特別委員会（第2回）会議録

日 時 令和4年9月20日（火）午前10時00分開会

場 所 委員会室

### 1. 出席委員

委員長	北村 孝	副委員長	三宅 良矢
委員	河瀬 成利	委員	小島みゆき
委員	二家本英生	委員	是枝 綾子
委員	松井 匡仁	委員	前川 和也
委員	今奈良幸子	委員	勝元由佳子
委員	河野 隆子		
オブザーバー	和田 善臣議長		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
秘書人事課長	中定 昭博	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長	新城 正俊		

### 1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（北村 孝議員）

皆さん、おはようございます。

委員皆様方にはご多忙のところご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会（第2回）を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（北村 孝議員）

本日の会議に傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員長（北村 孝議員）

本日の出席委員は全員でございますので、委員会は成立いたします。

委員長（北村 孝議員）

会議録署名委員には、委員会条例第26条の規定によりまして、4番・小島みゆき委員を指名いたします。

委員長（北村 孝議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。早朝よりご参集ありがとうございます。第2回のごみ処理施設調査特別委員会ということでお集まり、ありがとうございます。

まず、報告ですけれども、昨日、大阪府、あまり大きな被害も受けませんでした台風ですが、14号、お昼13時頃に警報が発令しましたので、避難所を13時30分から開設いたしました。そして、最終19名の方が避難所へ訪れたということで、警報が解除したときには、雨の中でも帰りたいという形で、家で寝るよというような形で、16名の方が帰りまして、早朝まで本館でおりました方々は3名ということでした。

以上が昨日の報告でございます。無事で何よりでございます。やっぱり高齢の方が多くて、内訳としては16名の方が女性の方で、2名の方が男性と、1人は夫婦連れということになっております。何よりも大きな災害にならなくて良かったなと思っています。

また、本日は、またちょっと資料を出しながら、ごみ処理施設のことをる説明させていただきます。ちょっと重複するところもあると思うんですけども、よろしくご審議のほどお願いいたしまして、開会に対しましてのご挨拶にさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございました。

早速、議事に移ります。発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていた  
だき、私がお名前をお呼びしてから発言をしていただきますよう、よろしくお願いをいた  
します。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（北村 孝議員）

案件1 今後のごみ処理方針について、まず本日新たに提出のあった資料、並びに前回  
9月13日開催の委員会で資料要求した資料について、理事者より説明を求めます。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城課長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

おはようございます。生活環境課の新城でございます。まず、資料のほうのご確認をお  
願いします。3番の資料になります。こちらのほうは新しいごみ処理施設、（仮称）忠岡  
町地域エネルギーセンターの概要となっております。その次に、A4判、忠岡町のごみ処  
理方針について、9月12日開催住民説明会資料説明動画配信のお知らせとなっております。  
最後に、資料3つ目になりますけども、令和4年9月20日、忠岡町ごみ処理施設調  
査特別委員会の質疑に係る資料ということで、資料が3部構成になっておりますので、ご  
確認のほどよろしくお願いします。

委員長（北村 孝議員）

資料、皆ございますか。皆さん。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

皆様よろしいでしょうか。そしたら、この資料3連を一括して説明させていただきます  
ので、よろしくお願いします。

先日、9月13日に行われました忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会において、複数の  
ご指摘を頂いたところですが、全体的には住民説明をしっかりと実施するというものであ  
りました。そういったご指摘を受けまして、住民向けの事業概要資料として、お手元の  
（仮称）忠岡町地域エネルギーセンターの概要、A3判を作成いたしましたので、かいつ  
まんで内容をご説明させていただきます。

まずは、紙面左側、1番、公民連携協定事業について。これまでの経過から施設の概要  
については、これまでのご説明と重複しますので省略させていただいて、現状との主な比  
較ということで、これは公民連携事業を進めた場合、現状とどう変わるのか、住民目線で  
記載したものでございます。

順に見ていきますと、ごみの収集、粗大ごみの持ち込みについて、現状と変わらない住

民サービスを提供できるということ。続くごみ処理費用に関しましては、後でお示しいたしますが、ほかの市町と同水準までの低減を図れること。災害時の対応としましては、日量200トンの処理規模を生かして、災害ごみの早期処理を図れることなどのメリットを記載した一方で、ごみ搬入車両の増加といったデメリットについてもお示ししております。

また、スケジュール案については、重ねてのご説明となりますが、令和4年度末に全体の基本協定、ごみ中継事業の実施協定を締結し、令和5年度にごみ中継施設の整備工事が行われまして、それ以降、令和6年4月から、ごみを積み替えて処理委託を行います。また、それと併せて、地域エネルギーセンターの設計、アセス、許認可、整備工事を行いまして、令和15年度から上に書かれていますスキーム図で示した形での運用を行っていく予定としております。

これについては、あくまでも案ということで、多少の動きがあることはご理解いただきたいのですが、基本的には必要な手続等を慎重に進めながら、極力前倒しして進めていきたいと考えております。

続きまして、資料右側をご覧ください。2番、産業系循環型資源廃棄物では、懸念されている産業廃棄物の持ち込み基準についてお示ししております。SPCが産業廃棄物の持ち込みに先立ち、あらかじめ本町に申請を行うといった管理方法を想定しております。本町は、審査基準を作成し、紙、木、繊維、プラスチック、食品系廃棄物は受け入れ、有害物質が発生するものは認定をいたしません。なお、そのほか一般廃棄物と同様性状のものについては、内容を確認し、審査基準に合うものは受け入れて、有害物質が発生するものは受け入れないとする条件つき認定を想定しております。

最後に、紙面右下の3番、環境問題については、ごみ処理場の設置においてよく懸念されるダイオキシン類の排出についてデータを掲載しておりますが、現施設では法律に規定された技術基準などに基づいてごみを連続して高温で燃焼した上で、排ガスに含まれる細かい灰を取り除く集じん装置などを備えた排ガス処理施設によって、有害なものを大気中に出さないようにしています。数値としましては、記載のとおり、公民連携協定方式においては、国の排出基準以上の目標値を定めて、適切な監視体制の構築により適正な運転管理を求めてまいります。

なお、本資料A3判は、町のホームページに掲載するとともに、1階情報閲覧コーナーにおいても公開、周知いたします。

続きまして、9月末までをめどに再度の住民説明会を実施することなどのご指摘がありました件について、その後の対応についてご説明いたします。

住民への周知につきましては、お配りの9月12日開催住民説明会資料説明動画配信のお知らせ、A4判の下段に記載しております町ホームページにおいて、先日の説明会動画を配信するといったしました。また、オンライン環境にない方への対応として、1階情報閲

覧コーナーにおいても、本日委員会終了後、10月31日まで当該動画を常時配信いたします。配信を行っている旨については、10月の広報紙、町ホームページ、町LINEなどを活用して周知いたします。また、住民の皆様のご意見につきましては、随時ホームページ、ファクス、窓口で受けてまいります。

続いて、お手元に令和4年9月20日、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会の質疑に係る資料について、ご説明いたします。

前回頂いたご指摘について、府下ごみ処理経費において、ケース1、2、3に進んだ場合、それぞれどういった値になるのかにつきましては、表に取りまとめて記載してございます。それぞれ先日お示しした年間平均町負担費用に収集運搬費を足した値を平成29年から令和2年の人口平均で除したものでございます。

続いて、資料下段の7番目に書かれてます9月議会で議案が可決されない場合、スケジュールと財政負担はどうなるかというご指摘については、記載のとおり、12月議会に上程となった場合、ごみ中継事業は令和7年度スタートとなるものと想定しておりまして、財政負担については、令和6年度中は現在の管理委託を継続するものと仮定いたしますと、公民連携協定方式への移行が1年遅れることとなりますので、各機器更新工事を除いたクリーンセンター費、令和2年度決算値とケース3における年間平均町負担費用の差分を求めますと、超概算ではありますが、1億3,915万9,000円となります。

そのほか、前回ご指摘いただいた部分につきましては、2番から6番に記載しております。ご説明が重複しますので割愛させていただきますが、ご確認ください。

説明は以上でございます。

委員長（北村 孝議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと前の続きでお聞きしたいんですけどね、前に私、この公民連携方式は賛成ですということと言わせていただいて、1点というかね、住民への説明というか、住民の声をちゃんと拾ってほしいと、住民全体の意見ですよ。いろんな意見の方がおありやと思うんで。

それでね、今日のこの説明の資料で、9月12日開催の住民説明会、資料説明動画配信のお知らせというこの資料ね。一応何か住民への説明というところで動画配信される、前回もおっしゃってましたけど、これやとね、町が一方的にこうしますよと、この事業の概要を発信するだけで、住民からの返ってくる声を拾う場所がないじゃないですか。そこが1点気になるところ。どうやって住民の声を拾うのか。できたら、全員どう思っているか知らないですけど、私が思うのは、やっぱりできれば住民のところに役場側が出向いて、きちんと向かい合って説明するのが一番いいと思ってるんですよ。

で、特にネット配信とか動画配信しても、ネットを見はれへん高齢の方も多し、役場の情報閲覧コーナーとかね、このモニターでの動画配信しても、議会議事録の閲覧に来ないと同じでね、みんな見ないでしょう、実際、情報閲覧コーナーなんて。一部の、私なんかみたいなマニアックな住民さんしか、あんな情報閲覧コーナーって見に来ないと思うんですよ。だから、もっと広く、ほんとにこの事業って大きい事業やから、そういうありきたりな広報じゃなくて、もっと何かほんまにちゃんと丁寧に説明して、住民の声をまず拾うということをしていただきたいんですけど、今の時点で町側はどうやって住民の声を拾おうと思ってるんですかという質問が1個。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

新城次長の説明の中にもありましたけども、基本的にはホームページと、それからファクス、また広報紙でこの旨をお伝えする予定をしておりますので、定型のフォームを作りまして、ホームページには掲載を既にしておりますけども、そういったものを例えば住民情報コーナーであったりとか、そうしたところにおいてまず書いていただくという手法を1つ考えております。

それと、出向いてということなんですが、いろいろと町の中には団体がございまして、その各団体の方も定期的に会合とか開いておられますので、そこには出向いて説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、その他ご要望があれば、例えば地域の自治会であったりとか、そういったところもお声がけしていただければ、この件とか、ごみの減量化の出前講座なんかもやることが可能かと思っておりますので、声をかけていただいたら、出向いて説明をさせていただきたいなというふうに思っております。

広報紙に載せますので、そこの辺りで関心を持っていただいた方に、お声がけをいただいたら、何らかちょっと回答のフォームを使ってご意見を言っていただける、そのような場ができるんじゃないかなというふうに思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

団体さんの何か集まり、会合ですよ、多分団体の長の方々が集まって、一般住民の方々は多分来られないでしょう。やっぱり我々が気になるのは、普通の一般住民さんなんです。町政と全然関わりのない住民さんのほうが人口の中で多いでしょう。多分そういう方々がどう思うかというところがやっぱり一番気になるところがあるんです。だから、

今ちょっと私自身、ここのこの事業の課題は、公民連携方式云々というよりも、やっぱり住民の声の拾い方かなというところは思っています。だから、そこはちょっと今後も継続して、できるだけ改良というか改善は検討していただきたい。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今、コロナ関連とかでLINEで通知しておりますけども、あれを活用させていただいてプッシュ通知を行うとか、そうしたところも前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、住民説明会の動画配信されるでしょう。私、前回もちょっと申し上げたんですけどね、このときの質疑応答ありますよね。あの空気というか、あの雰囲気、私、町民全体の意見やと思ってないんです。ただ、何も知らない人があれを見ると、何か住民全体がそうなんかなという誤解を招くかもしれへんし、何か流されへんかなというところは1個懸念してるところではあるんですよ。だから、果たしてあの住民説明会を流すのが一番適切なんかなというところは、正直、私自身クエスチョンです。だからもっと、あれじゃなくて、町自身ももっと何か別のもので流すとか、そういうのもあってもいいんかなと思ったりします。その懸念というか、どうお考えですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

住民説明会の動画配信については、町長の冒頭の挨拶と、それと資料の説明の部分についてのみ公開を予定をしております。当日ありました質疑応答につきましては、まだちょっと準備ができてないんですけども、主立った質問に対する答弁の要旨であったりとかいうこと、住民に分かりやすく簡潔にまとめたものを後日また公表していきたいなというふうに思っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）



そうやって検討していただいているんやったらと思います。なので、今の答弁を聞いて、それは了解しました。

取りあえず、それはそれと、あともう1個ね、別のところで質問をお聞きしたいんですけど、A3のこの資料の左側の一番下のスケジュール案ってありますよね。今後の計画のスケジュールのところでちょっと気になったのが、このスケジュール案、4段書いてるんですけど、地域エネルギーセンターのところの一番最後のこの実施協定の締結のどこなんですけど、私ちょっとすみません、勘違いしててね、施設設計、環境アセスが終わってから、全部終わってから最終の協定を結ぶのかなと思ってたんですよ。でも、これやったら先にもうやってしまうという、最終の協定を結んでから環境アセスとかに入るわけですよね。だから、一応私も府とかにもいろいろ確認して、手順をお聞きはしてるんですけど、ここの環境アセスのところで、町長とか近隣の首長とか府知事も住民も含めていろんな声を拾って、それを盛り込んで改善していけますよというのは聞いてるんですけど、その盛り込んだ上で協定を結ぶのかなと思ってたから、それでいいやと思ってたんですけど、これやったら協定を最初に結んでしまうんですよ。となったら、環境アセスに入って何か問題が出てきたときに、もう協定を結んでしまってるから変更でけへんのじゃないんですかって思うんですけど、そこはどうなんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的に、この実施協定というのは契約に近い形のものでありまして、これを締結するから事業者側は環境アセスの調査を、費用をかけて行う。相当な費用がかかるとは思うんですが、また設計ですね、設計業務なんかも行っていくということになるんですね。基本的にそれができないと、アセスメントも都市計画も何もできませんので、まずは形的にはそういうふうになってるということです。

それと、アセスであつたりとか都市計画のときに、公聴会とかいうのがまた出てくるとは思いますけど、そこで出てきた意見というのは、これは真摯に受け止めて、解決できるものは解決していく。解決できないものがもし出てきましたら、それはご理解いただくように努力をしていく。そのような形で事業の実現に向けて進んでいくものというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その公聴会も開いたりとか、意見を聞いて、問題があったときに理解を得るようにとい

うことなんですけど、今の時点でも結構こっだけ紛糾してるじゃないですか。事業を進めるに当たって。この段階でね、実際にまあ言うたら業者も決まって、具体的ないろんなことを進めていく中で、多分具体的ないろんなことが調査して出てくると思うんですよ。そのときに、ほんまに具体的に何かこんな問題あるやんとかというのが出てきたときに、何かストップかけられへんのじゃないんですか。

結局は、今おっしゃったみたいにご理解いただくということは、結局役場のやってる事業を進めるしかないでしょうと。だから、住民からすると、ストップをかけれる段階というか、ここの最終の実施協定を令和6年度の途中で結んでから、アセスへ入ってから以降はないんですよ。そこが一番気になる場所なんですけど、もしワーッと、住民が反対とかってもしなったら、どうするおつもりというか、どう想定してはるんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的にそういうふうにならないように願っておりますけども、例えばこういったごみ処理のこんな公民連携事業にかかわらず、例えば町の都市計画の大きな事業であったりとか、全てが全て賛成というわけではないと思うんですね。賛成の意見もあれば反対の意見もあると。で、例えばまちづくりでやったりする場合には、町も相当に費用をかけて進めてきて、自治体が、で、かけた上で、その都市計画の手續とか踏んでいくわけなんです。その段階とこれは同じというふうにお考えいただいたらいいと思うんです。全てこの段階でその事業の内容、概要が、細かいところが示されてない中なんです、全てそういう環境アセスの問題であったりとか、都市計画の問題をクリアしていくというのはちょっと現実的ではないというふうに思っておりますので、そこはそうしたアセス、都市計画、また建設に伴う事前協議の段階、それぞれのレベルに応じた対応の仕方というのがあると思っております、それは着実に進めてまいりたいというところしか現段階では申し上げられないということです。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今の段階やったらそうなんかなと思うんです。

で、ついでにもう1個、このアセスの関係でお聞きするんですけど、そのアセスの公聴会したりとか、いろんな周りの近隣自治体とか住民の声を聞いて、何か問題点とかあったら、業者側がそれに対してこうしますというのを提示しないといけないじゃないですか。で、その提示内容、改善内容がやっぱり不適切というか、きちんとしたものでなかった

ら、一応大阪府からも指導というか、「それ、まずいやんか。ちゃんとせえよ」ということが入りますというのは、私も府で聞いてるんですよ。

となってきたときにね、なれへんのが一番いいんですけど、もしそういうふうになって、やっぱり住民の指摘に業者側が応えれないとかってなったときに、府のほうももっとちゃんとせえよと改善の指導とか入ったときに、延びますよね、多分このスケジュールね。延びたら、上のごみ中継事業も延びますよね、委託。またその分、年度分、予算、財政負担がかかるということですよね。そこら辺は、逆にこの事業がお尻14年度で終わるというふうにスケジュールを組んでるんですけど、さらに1年度延びたらどうなるとか、そこら辺の想定とか一応計算とかはしてるんでしょうかね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

まず、ごみ中継施設が一旦できてしまうとですね、その先の地域エネルギーセンターの事業につなげていかなければ駄目なんですけども、基本構想のときにもお示ししましたように、年間で必要な費用というのが3億強だったかと思うんですが、そうした費用がかかってまいります。それで言いますと、公民連携協定事業になると、差額が出てくるわけなんですけど、ここに書いてるスケジュール表はあくまでも想定と申しますか、大体これぐらいでいければいいなというところで書かしていただいた資料で、それが1年前倒しになったらそれだけ費用が浮いてくるし、1年遅れれば少しかかってくる。これは、この先10年を見据えたスケジュールの中の概要の話なので、そこのところはちょっと進捗に応じて、そうした費用負担が増えたり減ったりとかというところは出てくると思いますので、そこのところはそういうふうにご理解いただけたらなと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。今の時点でちょっとまだここまで進んでないからあれなんですけど、一応その実施協定、最終のやつをね、この前に結ぶのがちょっと気になるなというところだけ、そこだけですね。それと、さっき言った住民への説明と、住民の声を拾うところは、ちょっとまた今後検討していただきたいということで。結構です。

委員長（北村 孝議員）

他に、資料に係る質疑はございませんか。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、質問、ほぼほぼ勝元委員が言うてくれたんですけれども、1つ勝元委員の質問の中で、基本協定と実施協定のお話で答弁がありました。ただ、私、一般質問でもお話ししましたんですけれども、これ、協定を先してしまいますと、特にこの実施協定のほうですね。6年度にしてしまいますと、もうその時点で炉は止まっています。6年の4月から止まっています。炉というのは、もう3か月止まったら、灰が固着しまして、再稼働というのはほぼ不可能です。そうやって住民さん、反対の声を上げたところで、もうどこにも引き戻せない状況になってからの反対になってしまいます。

ですので、私は一般質問でも先に早くと、アセスについても先にできるものはする。住民さんへの説明についてもできる限り早めにする。選択肢を少しでも広げておくと、そういう形でやっていただきたいと思うんですけれども、今の答弁ですと、もう6年の時点、6年の時点というか、今回通した時点ですね、その時点で選択肢がなくなるということになってしまうようなスケジュールを堂々と出してるんですけれども、その辺はいかがお考えですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

委員おっしゃることは十分理解できます。一応、今回の事業は、ごみ中継事業と地域エネルギーセンターの事業という2本立てになってございまして、一旦ごみ中継事業が成立いたしますと、ごみを中継して委託処理ができるということになりますので、それはその委託事業をしていきながら、そうした反対運動が出たときには対峙していくということになるのではないかとこのように思っております。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

まあ、それは当たり前でしょう。ほかに選択肢がないですから。ただ、そのときには、忠岡町ではなく業者さんのほうがその処理に当たっていくということになるろうかと思いません。

で、そのときに業者さんと住民側が話し合いますが、もめるだけもめてということになりますので、その前にやっていただきたいというお話を私、してるんですけれども、その辺の返事は一般質問のときから全くないんですが。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

段階を踏んでいくという話、それについては十分理解はできるんですが、やはりこの時点でですね、公民連携協定方式という方向性を決めた以上、本町が予算を出して設計してですね、アセスメントを行うという流れにはならないので、一旦はごみ中継事業をまずはつくってということにならざるを得ないのかなというふうに思っております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません。アセスは忠岡町もお金がかかります。ただではできません。ゼロ円でできるとは思っておりませんが、その辺はいかがですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的には、事業者側の負担で行うというふうに考えております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

では、忠岡町も負担をするということですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今この時点では、忠岡町の負担は考えておりません。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

土壌に汚染などがあって、土の入れ替え等があった場合は、忠岡町が搬出者として責任を持って出さなければいけないと思うんですが。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

土壤汚染と環境アセスはちょっと、法律も違いますし、入り口が違うのかなと思います。土壤汚染に関しましては、それは事業者側と何らかの話し合い、また協定が結ばれるものではないかなというふうには思っております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

これね、所轄の官庁が違うだけです。やらなあかんことは一緒です。環境省と国土交通省と、そこが違うだけの話で、焼却場を建て替える、この1点で考えると環境アセスは一緒です。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

アセスメントを、調査を委託をかけて行う事業と、アセスメントによって見つかったのか、それとも別の調査で見つかった、例えば土壤汚染がもし発覚した、その処理費をどこが負担するかというのは、ちょっと別の話かなというふうに思いますけども。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、もう一遍ちょっと元に戻ります。その際にですね、業者負担で土壤の入れ替えというのは、じゃあ可能やと考えていらっしゃるんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それはですね、今後の協議によりますけども、度合いにもよると思います。それは事業者が決まったときに、双方が話し合っただけで決めていくということになると思います。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

これね、ほぼほぼのケースで、土壤の汚染というのは幾らかかるか分からないです。業者側から考えて、これを協定の時点で先に業者が負担しますと、そんなところを言う業者

はありません。99.9%忠岡町側が負担することになります。今、うんうんとおっしゃってますけれども、それを分かっているんなら、そこをきちっと説明せないかんとおもいます。何かただで全部できるようなことを言うてますけれども、ただはないです。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

土壤汚染のね、その汚染が出たところを除去するということに関して、それはやはり土地所有者でありますから、忠岡町も一定の責任が当然あります。それをどうしていくのかということについては、事業者が決まったときに話し合われるんですけども、土地所有者の責任だということになれば本町の負担になりますし、事業で賄うよということであれば、事業者に一定見てもらえることになるとおもいます。これはこの時点で分からないんですが、アセスメントの委託をして、アセスメント自身の委託事業を行うということに関しては、これは事業者側の負担で行っていただくということですので、ちょっと土壤汚染の除去とは別な話かなというふうに思っております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

分からんから先にしたほうがええん違うかと言うてるんです。この検査なんかは先にできるじゃないですか。そうでしょう。土壤の入れ替えは先にできませんよ。そやけれども、この実施協定を結ぶまでの間に検査は簡単にできるじゃないですか。コアで抜いていったらええんやから、そんな難しい話じゃない。その検査を先にしたほうがええんと違うかと一般質問でも言うてるんです。何も土壤の入れ替えなんか先にできません。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

土壤の検査等につきましては、そう先の時期に先送りするのではなくて、早い時期に行わなきゃならないとは思ってますけども、少なくともですね、この地域エネルギーセンターの実施協定までには行うものと思っております。ただ、ごみ中継事業の実施協定というのがあるんですけども、その時期までに行うかについては、ちょっとそれは時期的に難しいのかなというように思ってます。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

私、一般質問でも言うたのは、この中継施設建て替えまでの間にしたらええんと違うかと。中継施設をつぶして建ててしもうたら、その部分についてもう一遍壊さなあかん。もし土壤汚染があつたら。そこはせんと言うてましたけど、同じ敷地の中に入ってる。そこを分けてなんていうのは基本的には考えられへん。それは大阪府の条例上、それで通るんかもしれませんけれども、住民さんは納得しない。どのみち、この事業、何するにしても何割かが反対、何割かが賛成、どっちでもええわという人もおるでしょうけど、その反対の方々が納得しない。だから先にしようと。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとその土壤汚染につきましては、今、関係するところと協議はしておりますけども、まだ詳細については決まっておりますので、ちょっと答弁できるレベルではないんですけども、今申し上げられるのは、地域エネルギーセンターの実施協定までには、できるだけ早い時期に実施はしようかなというふうに思っております。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、あまり長いことあれなんですけれども、私、ごちゃごちゃ言いましたんですけれども、基本的にはもう少し住民の皆さんとしっかり、ゆっくり、じっくり話をし、皆さんの意見を、勝元先生言うたみたいに、ちょっと吸い上げていただいて、反対意見も賛成意見もきちっと整理して、その上で納得いただいてやってほしい。そない思っって質問させていただいてるんですが、最後にすみません、もう一遍お願いします。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

新施設で、ちょっと言葉を挟むようなんですけど、堺市もね、聞くところによれば、僕の調査のところでは、新日鉄の跡地でクリーンセンター建てたんですよ。あそこもかなりの土壤の悪さのやつで、公の施設を建てたんですけど、それなんかでもスムーズに予定どおり予算どおりできたというのをお聞きしてますからね。私自身はですよ。個人的には別に土



壤汚染は全然びびってないというんですか、怖くないというんですか、ああいう臨海部の新日鉄堺の僻地のところの部分でやった経験がありますんでね。向こうは当然公民連携やなしに公の施設ですけども、あそこもスムーズにできましたんで、その辺は大丈夫なんかなと思っています。

以上です。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

町長、すみません、お言葉ですが、その堺の大栄環境は。

町長（杉原健士町長）

大栄環境と違う。堺市です。公の施設。

委員（松井匡仁議員）

そちらはね、もともとが焼却場じゃなかったんです。

町長（杉原健士町長）

そら、そうです。

委員（松井匡仁議員）

忠岡は、もともと焼却場の施設に建てるんです。

町長（杉原健士町長）

同じ土壌汚染やから。

委員（松井匡仁議員）

もちろんもちろん、違う物質ですけども、鉄鋼の物質と、今度はダイオキシンを含む灰のほうですね。土壌の汚染の物質が違うんです。調べる種類も違うと思います。だから全く一緒ではないです。

で、今、大栄環境さん、堺市でやられてますけれども、別のところですけどね、そこは大もめしてます、漁業組合さんと。やっぱり住民の皆さんの声を聞かんと、後になってもめてしまう。今、手こずってますよ、大栄さんも。漁業組合さんがやいやい言うてるんでね。まあ、そこは人は人ですんであれですけども、忠岡町はもうちょっと声を拾っていただけええなと思っています。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。答弁。

委員（松井匡仁議員）

さっきのやつを、すみません。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

住民とか各団体の皆様とか、いろんな声を拾っていくというのは、この機会にかかわらず継続して行っていきたいというふうに考えております。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

先ほどから住民の声を拾っていくと。やはりこの住民説明会も、この9月議会でいろいろ補正予算も出されてますけど、1回ぼっきりですよ。こんな大事なことを1回で済ましていいのかということと、あとその動画配信ね。9月12日の住民説明会、動画配信されるということでありましたけれども、やはり見る方は限りがあるというふうに思うんです。で、住民さんの意見ですね、そのところは今回まだ整理できてないから動画配信されないということでありましたけど、その住民さんの意見というのは、いつ整理して動画配信に載せるんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

当日のQ&Aといいますか、質疑、回答につきましては、少し見やすく簡単に要約したものをホームページ等で公表していきたいと思っております。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

いつですか。いつぐらいまでですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

大変申し訳ないですけど、今ちょっといろいろ作業が詰まっております、ちょっとお時間を頂きたいなと思っております。1か月はかからないと思っておりますけども、今すぐできる状況にありませんので、少しご理解いただきたいと思っております。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

やっぱり住民の方の声を聞くというのはほんとに大事だというふうに思うんです。で、説明会でなくて、やっぱり対話集会ね。よそさんでも対話集会というものを行っています。こんな大事なこと、ほんま毎月でもやっていかなあかんというふうに思うんです。

で、なぜそれをできないか。それはタイトスケジュールだから、日にちがないから、これ1回だけなんです。要望があればというお答えがありましたけど、やっぱりこれは産廃が来るということでもありますから、私たちほんとに環境、住民さんの健康にいろんな物質が出て害するんじゃないかという心配もあります。そういったやっぱり住民の意見。なので、やはり日にちがないということでされないように思われますけれども、やっぱり出向いていく、役場のほうから出向いていく。で、説明をしていただく。この前も平日の夜でありましたけど、たくさん来られてましたんでね。やっぱり知りたいと、中身を知りたいという住民がたくさんおられると思いますので、そこは住民説明会、どういうふうに思っていますでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

改めてですね、ちょっとこの時期には開くというのはスケジュール的にも、また周知的にも難しいと思っております、できましたら、各自治会の皆様も定期的に会議とか開いておられますんで、そうした機会に我々を呼んでいただくとかいうことであれば、詳しく説明ができたりするんじゃないかなというふうには思っております。

また、住民様への健康被害ということですが、大気のところでご説明申し上げましたとおり、排出されるのはゼロではございませんけども、ほぼほぼ除去されてる状況でありまして、じゃあ車が増えたらその排ガスがということもあるかもしれませんが、ちょっとこの、今、クリーンセンターは新浜地区にあるんですが、住宅地の中をトラックが通るわけでもありませんし、直接住民様に多大な被害を与えるというような印象をですね、何かこの前の住民説明会でもご質疑いただいたわけですが、そうした施設ではないというふうに思っておりますので、そういう情報を住民の皆様には聞いていただける場がありましたら、積極的にまた説明はさせていただきたいというふうに思っております。

委員（北村 孝議員）

部長、これ、大気汚染の環境の問題というのは、基準値というのがあるんでしょう。それをクリアせんと当然事業はしていかれへんのでしょうか。そのことって、僕はそれをク

リアしたらええのかなと、こう思ってるんですけども、ちょっと河野さんのほうがどこまでどうなのか。

委員（河野隆子議員）

私、住民説明会のことを言ってますので。

委員長（北村 孝議員）

はい、河野委員。

委員（河野隆子議員）

基準は当然それは守らなあかんというふうに思います。

ちょっと横になってしまいましたけど、私は住民説明会ね、やはり近隣でも産廃を焼いている施設があって、そこで住民運動、市民運動が起こって、役場に詰めかけると、そういったことも聞いてるんです。しかし、こんなタイトなスケジュールで、住民説明会もたった9月12日の1回ぼっきり。そういった非常に産廃が来るということで、これはまだまだいろいろ調査してもらわなあかんしという住民の意見があって、住民運動を起こしたいという方がいらっしゃったとしても、もう全然これ日にちがないんですよ。

やっぱりこの前来てはった方もね、かなり心配されてました。住民説明会を聞いて帰って。ほんまダイオキシンの問題とか大丈夫なんか、もっと説明会してもらわんと困ると。これ、10月の広報に載せられるんですかね。この9月議会でもし補正予算が通ったとしたらね。住民さん、びっくりしますよ、ほんま、広報を見て。「えっ、産廃」。ほんとに私はそうなるというふうに思います。ですから、やっぱりもっと住民の声を聞くために、日にちも設けて住民説明会をしてほしいというふうに思います。いかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

日にちが短いというところは、否定するわけではございませんけども、昨年から進めてきました基本構想であったりとか、そうした情報も随時公開してございますし、定期的に議員の皆様には、非公式の間ではありますけども、情報提供はさせていただいたりとかです。我々としては一定期間、調査を進めてきたわけでございまして、それと、いろいろな質疑事項に対して資料をもってご説明もさせていただいてるところもありまして、一定その町財政であったりとか、また住民サービスの継続であったりとか、この辺りをひとつご理解いただいて、我々の考えてる事業にご協力いただけたらというふうに考えている次第でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

全くね、町のこの進め方、住民合意を得られなくても突き進むと、そういった態度であるというふうに思います。ぜひやっぱりこれは非常に大きな案でありますので、住民説明会をして、たくさんの住民の声を聞いて拾う、そういったことをぜひしてほしいというふうには思います。ちょっと一緒なので、ここで終わります。

委員長（北村 孝議員）

他に、資料について。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほどから住民に対する説明ということで各委員から話はされてると思うんですけども、お知らせ方法については、基本構想とか資料をホームページに公開するとか、その都度、議員にも報告してるという話であったんですけども、実際問題、住民さん、この産業廃棄物の処理場が忠岡の浜手にできるということを知ってる人って、ほとんどいてないと思うんです。

ホームページを見られて、その内容の確認をしてる方というのもどれだけいてるかも分からないですし、また、議員に報告してる。じゃあ、各議員の方が住民の方に、どれだけの人にアナウンスできてるか。そういうことも多分人数的には知れてると思います。これはやっぱり町のほうできちんと説明して、この前、9月12日に説明会を開いてもらいましたが、あれだけじゃ全然足りないと思ってます。

で、住民に理解してもらった上で、今回来るのが産業廃棄物の処理場ということなので、やっぱり排ガス規制とかかけると言っても、住民さんたちはやっぱり不安な点が多いと思います。その不安な点を取り除くというのが、本来忠岡町の役目じゃないんですか。それをやっていかないことには、住民たちもこういう産業廃棄物にオーケーとは多分言わないと思います。そういった説明が全くない状況で、期間が短いところじゃないですか。そういうのをきちんと住民に説明した上でこの話を進めていかないと、この12月に協定書を結びました、これから事業の契約をします、そういった段階で住民が仮にそこで反対したときに、やっぱり住民が反対するのにできません。そうなったときに、忠岡町ってどれだけの費用、お金が発生するんですか。そういったことも考えないといけないと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今、ご指摘いただきましたことについて、住民への周知ということですね。本日このA3の資料とA4のペーパーを用意させていただいたということです。これが前回の皆様のご意見を受けて対応させていただいた資料でございます。

積極的にこの資料があることを周知をさせていただいて、先ほど言いましたように、L

I NEとかを使って、また広報を使って周知をさしていただいて、住民の皆様はこの新しい町の考えてる事業についてご理解を賜っていききたいというふうに思っております。

それと、前回、ごみに関する住民ワークショップなんかを開いたんですけども、そこでもいろいろ私、この件について伺ってみたんですが、ある住民の方は、ごみ処理場の場所すら知らないという方がおられまして、ごみ処理焼却場をちょっと更新しなきゃ駄目なんだという話をするとですね、「ごみ収集日が変わったりしますんですか」といった、住民さんの関心というのがほぼほぼそんなところであったように思います。そうしたところをですね、住民サービスができるだけご負担がかからないように、今と変わらないように、そういったところを目指してやってきたわけなんですけども、そうした住民サービス、本日の資料にも書いておりますけども、現状とごみの収集が変わらないであったりとか、粗大ごみの持ち込みが変わらない、今、住民の皆様がごみに関係してサービスを受けられることについての変更点はあまりないということですね。そういったことについても十分周知できたらというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほどワークショップの話をされて、焼却場の場所も知らない、そういう住民の方も数多くいらっしゃいます。それこそ、ごみを焼いてもらったらいという話の問題かもしれませんが、やはり基本構想でも書いてましたけども、ごみの問題というのは、住民と行政が減量に向けて共に考えていくということをやったよな。やっぱりそういうことをやってる以上は、今回の廃棄物の処理場、クリーンセンターの問題に関しても、住民と行政でまずは考えていって、それから進んでいくというのが本来の姿じゃないんですか。今のままだと、まず町が提案しました、忠岡町議会のほうで決定しました、じゃあ進んでいきますと。じゃあ、どこにこの住民合意がされてるんですかね。住民合意の確認の場所というのは、どこでされるおつもりなんですか。その辺についてお答えください。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

一応、このごみ処理事業の決定に際して、住民皆様の、例えば住民皆様の投票を得るとか、そういう仕組みになってございませぬので、基本的にはできるだけ住民の皆様が事業の内容を周知してご理解をしていただく。で、決定につきましては、我々が十分調査させていただいたところに関して、議員の皆様にご判断いただく、こういう形になっていくんではないかと思っておりますけども。

ですから、住民全員の意思を反映するといえますか、多数決をとるといっていい形にはなって

ございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほどの話の中にも、やっぱり住民さんに知ってもらわないといけない。確かに全員が判断するというのは厳しいとは思いますが、ただ、多くの方がこの問題について知ってもらって、議論していただいて、それで初めて進む問題だと私は思っています。で、そういう議論の時間が全くないままで、この9月議会で決めてしまうというのは、やっぱり私たち議員も住民から頂いているこの立場ですから、やっぱり住民の意見を聞きたいところではあります。その時間がほとんどないというのは、やっぱりこの問題について今すぐ決めるというのはなかなか難しい問題だと思います。そこに住民の意思が反映されていないところも私は感じます。そういったところでは、やっぱりこのスケジュールというのはちょっと厳しいかなと私は思っています。これであれば、やはり住民の声を聞く時間というのは設けないといけないとは思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと繰り返しの答弁になりますけども、住民様に事業内容を周知するために、本日もちょっと資料を作らせていただいて、ご意見につきましても、あらゆる方法で承る、そういったような形を整えていきたいと思っています。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり何回話しても平行線になってしまいますので、ちょっと一旦この議論を終わらせていただきたいと思っています。

委員長（北村 孝議員）

どういう形にしろね、丁寧にやっぱり説明して行ってあげていただきたい。私も12日の説明会には行っておりませんが、委員の中にも偏った形のご意見があつてどうかなと思うけども、そういった空気の中で心も揺らぐというところがありますし、そういったところでやっぱり公平さのある住民の説明会といいますか、そういった形で、ただ不安をあおって住民を不安に陥れるという、これもいかなものかなと思いますし、その辺しつかり、どういう形にしろ丁寧な説明をして行ってあげていただきたいですし、要請があれば各種団体にもしっかりと説明していただくように、私のほうからもよろしく願いしておきます。

他に、ご質疑。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今日、提出いただいた資料で、9月20日の質疑に係る資料の5番目の質疑のところなんですけれども、ごみの減少に伴い産業廃棄物を確保できるかという問いに対して、答えとして、「これまでの調査により確保できるものと考えています。安定した材、廃棄物の供給については公募時の確認事項です」と、こうありますけれども、これは私が質問した中身だと思いますけれども、前回。ごみが減少していくと、リサイクルも進むということで、産廃は確実に減っていくということを申し上げて、だから、この事業は180トンの産業廃棄物がなければ成り立たない事業であるということで、ですからちゃんとごみの今後の将来推計をしているのかということ、特にされていないということで、「これまでの調査により」って、どんな調査をされたんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは、事業者が事業が実現可能かどうかということで、事業者サウンディング調査を行いましたので、そこで複数の事業者の方に同じ質問をしております。そうしたところ、この規模の廃棄物の供給というのは可能ではないかというふうに考えた次第でございます。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

廃棄物事業者、廃棄物処理業者に対してのサウンディング調査、聞き取り調査で、そのように業者が言うておるということが、これまでの調査と。これを根拠に事業が成り立つというふうに忠岡町は判断していると、そういうことでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それだけではございませんけども、180トンといいますと、ボリューム的に言いますと、10トンの車に満載した車が18台分ということですから、10トンの塊とすると、それが18個分ということですから、用意できない量ではないかなというふうには思っております。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

用意できる、できないという判断は部長がするわけではないので、これは科学的に国の動向を見て、きちんと専門家、まあまあね、複数の専門家によってきちんとごみがどのよ



うになるかという推計を出してから、それでしなければいけないのではないのでしょうかと私はお聞きしたんですけど。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

専門家ということですが、我々はね、ごみに関する専門のコンサルタントと契約を結んでおりますので、もちろんその専門家の提案によるものでありますので、それは私の独断ではございません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

コンサルタント会社、エックス都市研究所がそのようにごみは減らないと、ごみは確保できるということを出しているということですね。そしたら、はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その資料をね、ごみの推計、なぜ確保できるのかという、その根拠となる資料をお出しいただきたいと思います。全国的にごみが減るということで、どこの、このごみ基本計画では出ているんですけれども、というのは、もし減らないとしたら、どこかの産業廃棄物の焼却場が閉まると。その建て替えをここの忠岡町ですということであれば、そんなに減らないというふうになると思います。そこから回してくればいいわけやから。でも、そこはそこであり、そして新たに、新たにここができるわけですから、ごみはもつとなくなったら、増えていかないとあかんわけになってくるわけですよ。

ということやから、ごみの総量がこんだけあると。そのうち、ここにだけようけ集めてくるという方法をとるということであれば、それは成り立つかもしれませんが、そういう、どこかね、その12日の日に私、どこか閉まる場所ですね、閉める産業廃棄物の焼却場があって、そこが忠岡のここに来るんですかと言うたら、そういうことではありませんと部長は言いましたけど、それ、そうですね、そういうことではないということなんですよね、すみません。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、ちょっと打合せしておりまして、ごみが減らないという話、今おっしゃら

れてる産業廃棄物の統計値があるかどうか分かりませんが、それは早々に調べてですね。それは国内の量なのか、都道府県別になってるのか分かりませんが、どれほどの産業廃棄物の量が処理されているのか、これは早急に調べてみたいと思いますけども、相  
当な量だと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

現在はあると思います。現在はありますということで。それが今後、10年先からスタートして30年間、だから40年先までのごみの量が不変ですと、180トン確保が十分できるというような時代なのかという、そこをちゃんと推計されてますかということで。そしたらそのエクス都市研究所が、ありますと、いけるということで、この事業。そもそもね、この事業はごみがなかったら成り立たない事業なんですよ。ですよ。ごみがなかったら採算がとれないわけです。ということやから、ごみがあるという、そういう資料があるのであれば出していただきたいということで、これは事業の根幹に関わるこの産廃との混焼施設という、事業の根幹に関わる大事な数字なので、ここの議論はきちっとしないと、この議会がね、議員もごみは減らないねというふうには思っている人がおるかもしれないけど、科学的にきちんと、ちゃんと資料を出していかないと、ほんまにこの事業は成り立つんですかと聞いているので、忠岡町は成り立ちますと言うんやったら、その成り立つという根拠の資料を出してくださいということで。

委員長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

是枝さんね、何か話を聞いたったら、相手の業者の心配してるんか忠岡町の心配してるんか分かれへんような話っぷりになってるんやけど、公民連携というのは、そもそも書いて字のごとく、お互いやっぱりウインウインになるような国の方針というんかね、この中で決まってるやつなんで、40年先とかそんな問題よりも、サウンディング調査でしっかりとやってるんやから、もうそれはそのコンサルタントと、今うちに手を挙げてくれてるサウンディング調査で出てきた事業者さんと信じてもらわんと。産業廃棄物なんか減らないです。ずっとありますよ。やっぱりその辺の契約というのはね、しっかり、忠岡町もばかじゃないんですからね、しっかりと契約はお互い弁護士さんを立ててするやつやし、そんな相手の会社がつぶれるとか、そんなん言うたら前へ進めへん。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何か誤解されているみたいで、別に相手の心配じゃなくて、実はこれは事業が成り立たない、収支が合わなくなったら。

町長（杉原健士町長）

相手を心配してるんや。

委員（是枝綾子議員）

いや、心配してませんよ。収支が合わなくなったら撤退をされる。

町長（杉原健士町長）

相手を心配してるやんか。

委員長（北村 孝議員）

町長、ちょっと。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと委員長、私語は慎むよう注意してください。

委員長（北村 孝議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

事業が成り立たないということになれば撤退される。そしたら忠岡町はそこで一般廃棄物を焼くということをしてるのに、その炉がなくなる。なくなったら、180トン、200トンの炉を忠岡町に任されても困りますやん。どうするんですかということやから、そのもしものときの次の手を考えとくべきですというふうに、8月3日の廃棄物減量化推進審議会の専門部会でも言われてたはずだと思います。これがこけたら次ないというのは、これはいけませんよというふうに指摘もされておりました。

だから、これは忠岡町の住民のごみを焼くところがなくなってしまったら、忠岡町はたちまち困るわけですので、だからこの事業は成り立つんですかと、ちゃんとしてますかということ、これは産廃がいいとか悪いとかとは別にして、別にしてこれはこの事業の成り立つのか、科学的に成り立つのかという根拠をきちんとやっぱり示して議会に出すべきだと思います。

ということで、別に事業者には全然心配しておりません。むしろ事業者が建て替えようというところを、ここに持ってこられたら困るなという、そういう意味合いで申し上げて、むしろそういう意味合いで申し上げています。ということで、資料をお出しいただけますか。そのエックス都市研究所が出した資料。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今言われたような科学的な資料は多分ないと思います。ただ、国内での産業廃棄物がどれぐらい処理されているのかということについては、ちょっと統計資料があるかないかは調べてみます。あればすぐに提供させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国のほうでも、産業廃棄物の将来推計とか出してないんですかね。そういったどこかの大学の研究者の方とか、いろいろそういう研究されてる方、どんなふうに減っていくかと。減らないことはないと思います。一般廃棄物は減るけれども、産廃は減らないというふうな、そんな何か漠然とした、いけるやろうみたいな、そんなのではなく、きちんとしたやっぱり科学的な根拠を持って、この事業を提案していますというふうにしなければいけないんじゃないかと思います。一応、資料ね、産廃の将来推計に関して資料をお出しいただきたいと。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

調べてないですけど、将来推計は多分ないと思います。処理実績のデータはあるかもしれませんが。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、忠岡町の専門家の方ですね、そういった方々にも将来推計を出してくれということを出してもらおうとか、そういったことも考えていただきたいというふうに思います。そういう努力をしないと、この事業の採算。私ね、採算を聞いたんです。採算ベースね、200トンですか180トンですかと聞いたら、いや、そうではありませんと。じゃあ、何でこれ180トンやねんといったら、その180トン、どこから出てきたんということで、その根拠も分からないので、採算ベースは何トンですかと聞いたんですけど、はっきりと頂けなかったんですが、それはサウンディングでそういうふうに180トンが採

算ベースだというふうに言われたのかというたら、そうでないと。じゃあ、どうして180トンなのと。180トンの説明をしていただかないといけない話になるかと思います。  
住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城課長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

ちょっとご質問と、そのとおりお答えするか分かりませんが、材の供給、いわゆるごみの供給という前にですね、その供給する業者さんというところで協定を結んでいくわけでありまして、その公募する段階でもですね、いわゆる一般廃棄物20トン以外の180トン、産業廃棄物。こちらのほうが供給できるか、できないかというようなところのいわゆるハードルというのがございます。

そのハードルをですね、できるという業者さんというところと、今度プロポーザルをまたやっていくわけなんですけど、その中でプロポーザルをやっていく段階でも、実績ですよ。その日量180トン、実績ありますかというようなところに判断になってくると思います。

その中で、実際180トンあるという証明と、プロポーザルで決定した業者さんに関しましては、その180トンを供給するというお約束の中で、約30年近い状況で事業を進めていくというお約束になりますので、その辺のところはまだ先のお話になると思うんですけど、その業者さん、どこもまだ決まってませんので、そこが持っているかとか、持っていないのかというような資料というのはございません。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

180トンという数字を確保できるかというふうにサウンディング調査をされたという、その180トンの根拠というのは何なんですかということをお聞きしてるんですけれど。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

何度か私、答弁で申し上げたかと思うんですけども、今、本町の予定地の敷地が約1ヘクタール、その1ヘクタールの土地の中に建てられる炉の大きさはどうなのかということ

ころから見ると、200トンぐらいは建てられるんじゃないかということなんですね。で、そうした中で、事業採算性が取れるのかなというところを調査をした結果、200トンとなったところであります。

また、180トンという話は、これはマックスでありますので、当然ながらマックスが採算ベースになってないと思います。180トンあれば150トンの日もあるでしょうし、それはですね、それ以下のところでは採算ベースをとられると思うんですけども、各事業者の皆様も、基本協定をまず結んで、実施協定に至るまでの間、設計業務であったりとか、いろいろなところを詰めていかないと、その詳細は出てこないと思うんですね。だから、それはその段階で決まっていくといいますか、話し合われて、詳細が決まれば、詳細にわたる実施協定、契約行為が行われて、事業が進むということですので、その点はご理解いただきたいなと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今のお答えでしたら、この180トンはマックスであって、これよりも採算ベースは下であろうということで、別に200トンの炉を建てなければいけないではなく、その10年先ですか、実際に建設に当たるそのときの社会情勢を見て、200トン炉ではなく、もう少し小さい炉に変わる場合もあり得るということですか、そしたら。何かそんな答弁をしてるような気が。

住民部（谷野栄二部長）

それは基本的にないですね。200トンというのは、100トン足す100トンで200トンになりましてね、それが何か少なくなるということは、ちょっと今考えてないんですが、今回、広く公募いたしますので、本町は200トンと書いてますけども、150トンで手を挙げられる方があるかもしれません。それはないとは言えませんが、サウンディング調査をする中では200トンという声がありましたので、こういう事業計画に盛り込んでいるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

サウンディングの中では200トンというふうなお声もあったということなんですね、200トンという。忠岡町も200トンぐらいまでだろう、建てれるのはということでお

聞きしたら、事業者は200トンというふうな、100トン炉2つですね、というふうなお声があったということで、大体この数字ということが確定していったということでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

確定してるわけではございません。本町の考えている事業規模としては200トンというのを挙げているだけでございまして、200トンでなければ公募できないということではございません。

委員（是枝綾子議員）

それ以下でも別に構わないということなんですね。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そうですね、ごみの量が今後ね、やっぱり減っても対応できるトン数にしていかないと、大きな炉を造り過ぎると、後の維持管理がまた大変ということもありますので、その辺は事業者が考えることだと思いますが、もう1点ね、こちらのA4の横長の地域エネルギーセンターの概要というところの、ここの右のページのところの下ところで環境問題についてという欄があるんですけども、今の施設は、忠岡町のクリーンセンターは、集じん装置、バグフィルターとかもつけて、排ガス処理しておりますが、これはダイオキシンですかね、5ナノグラムというか、これはダイオキシンの話ですか、これは何の。現行法の排出基準5ナノグラム何とかという、この分で令和2年の測定値が0.028ナノグラムという、これは何の数字でしょうか、すみません。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城課長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

ダイオキシン類の規定でございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

ダイオキシンと書いてないんで、ダイオキシン類ということで、現在はかなり少なく、大体国の基準よりもかなりかなり下回ってるということで、その次の新施設の対策というところで、地域エネルギーセンターにおいても国の排出基準以上の目標値を定めてということで、監視体制、モニタリングを構築するということでありまして、国の排出基準以上

の目標値を定めると。目標値というのは、自主管理指標ですね、目標値。これは10年の長期包括事業契約のときにもありましたけれども、これを定めるといふふうに書いておりますが、これは全ての項目に対してそのようにされるのか、何に対してこういった国の排出基準以上の目標値を定めるとおっしゃっておられるのでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的には、この大気の関係ですね、ダイオキシン類の関係ですね。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大気は、ダイオキシンはもちろん一番大事な部分であるかと思えますけれども、10年の長期包括契約のときは、大気質については、ばいじんと、あと硫黄酸化物と窒素酸化物、で、塩化水素、ダイオキシン類という、この5項目について目標値を設定しておりました。あと、悪臭については、これは違うな。まあまあそういったところでされてたけど、ダイオキシンだけでなく、全ての大気質について目標値を設定するお考えということによろしいのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城課長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

全ての項目において、大気の全てにおいて項目がありますので、その項目の国の基準以下ですということが、これは常識でございますので、ご理解ください。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この目標値は遵守するということをきちんと、それが守れなかったら「守ってね」程度なのか、これはやっぱり守れなければきちんとそれなりの何かというふうな厳しい対応をすとかいう、そういうものでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）



今の新しい施設というのはものすごく進んでまして、機械の中でずうっと常時監視されてるような状態ですので、そういうことにはならないかなと思うんですが、仮に、そういう国の基準値を下回ったりとか、国の基準値を下回れば罰則が法律に基づいてありますので、目標値からかなりかけ離れた数値が続くと、例えば我々がちょっと介入をして、モニタリングの回数を増やすとか、そういったような措置が一定考えているところがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大気質の測定ですね、国の基準というものに対しては、年2回ですね、大体が。ダイオキシンは年1回でしたね。ということで、年2回の測定だけではやはり十分とは言えないと思うんですけれども、現在、今いろんな器械が、測定値ですね、大気中のその測定をする器械ができてるわけですけれども、そういったもので24時間なり、ずっと恒常的にそういう検査をするというところは考えていらっしゃらないでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと事業者が決まってないので、多分そうなるかとは思いますが、それは今ちょっとはつきり申し上げられないところですね。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町としては、やはり誘致をするということでもありますので、最初にこれをしないと、後で取り付けてねと言っても、なかなか事業者は取り付けないと思います。ということで、これはかなり大気質についての測定を恒常的に行う装置を取り付けないと、最初からついてますというもんじゃなくて、これは取り付けなければ、業者、焼くほうにとっては、こんなあまり欲しくないというものですので、だからそれは最初から取り付けておかなければ、固まっているいろんなものを、固まったりとか、いろんな条件によっては出る場合もあるのでね。でも、それがいつ出たかというのが分からないので、そういうやっぱり恒常的に測定するというのも忠岡町は考えていらっしゃるのでしょうかということで。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これ、大気だけではなくて、いろんな測定項目がございますので、その全てにおいて実施協定の段階になるか分かりませんが、そこで詳細については話し合っていくものとは思いますが。基本的に国の決めた基準を超えるような排ガスが出るような設備はできないと思いますので、あとはどのようにモニタリングしていくかというところについては、詳細にわたる協議を行っていくものと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

協議でね、相手があることなので、協議は。だから、最初からこういう条件ですというふうにしておかないと、なかなか相手がうんと言わなかったら、合意で協議って相手との、相手がうんと言わなかったらなかなかできないと思います。いうことやから、それを最初からやはり、悪臭についてもそうですよね、いろいろね。ですし、あと振動や騒音とか様々なことがね、焼却飛灰とかね、ストーカー炉ですか、何か何炉か、焼却飛灰の問題もあるし、全てのやっぱりそういう化学物質についてきちんと管理を忠岡町がすることなのかどうか、そこを問うてるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ご心配なところはいろいろとあるかと思っておりますけども、私どもね、皆様以上にそのところはしっかり事業者と協議をして定めていきたいというふうに思っております。決してそんな公害を出すような施設ではないと思っておりますし、そういうことにならないようにモニタリング体制であったりとか、そういう機器の設置に当たっても協議を進めていくものと思っておりますので、今ご心配になられているようなことにはならないようにしてまいりたいというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと最後にすみません。

そのことで、ならないように努力されるという答弁なんですが、それは努力なんですよね。だから担保をね、きちんとした担保を、保証を最初に、こういう事業に入る前に、募集する前に担保をちゃんと議会にしないと、やはりこれ後で、やっぱり話つきませんでしたということになったときに、やっぱり最初に担保を取っておけばよかったねということになると思いますので、担保をきちっとね、最初の募集の段階で取るというところは、最

初に話ししとかなないと、そんなん後出しじゃんけんやないかと言われたら、相手の事業者からね、ということにもなりますので、そこを担保を取ることは考えていらっしやらないでしょうかと。これ、最後で。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

一定、国の基準を守るということが1つの担保かと思えますけども、その後のモニタリングの体制であつたりとかというのは、どうチェックしていくのかという問題だと思うんですね。それはしっかりやっていくと申し上げているわけでありまして、それを別に放棄してるわけではございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

国の基準が安全基準かというのと、国だってね、国の基準だっていっぱい出てるんですよ、これね。だから、それよりももっと厳しく規制しますということで、それをきちんと最初から制限をつけるように、そしてそれを測定するようにしていますというね、そういう答弁というふうなことができないのかということなんですが、それはちょっとできないということなんですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

この資料に書いてますとおり、目標を定めるというふうに資料に書いてございます。ですから、目標を定めていただこうと思っております。装置をつけるかどうかにつきましては、事業者が決まらないと、ここで申し上げることはできません。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

事業者に最初からつけることというふうに担保を取るということは必要だと思います。以上です。

委員長（北村 孝議員）

これは今言うてるのは、どこかで厳しくするみたいなところは何かなかったか。ちょっと今探してるのやけど、基準よりも。どこやったっけ。

住民部（谷野栄二部長）

3の環境問題の新施設の対策というところに。

委員長（北村 孝議員）

そうやな。基準値以上の目標値を定めるということになってますものね。そのように努めていただきたいと思います。

委員（河瀬成利議員）

どうぞ、小島委員、先にやって。

委員長（北村 孝議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、この補正予算で、清掃総務費で補正額が67万5,000円というのがあって、それが通ったら計画どおりに進められていくということで、やっぱり拙速じゃないかということが出てくると思うんですけども、私もちよっと勉強不足で申し訳ないんですが、協定書、この12月で協定書が結ばれるって、先ほどの資料も、前に頂いた資料も載ってたんですけども、そこで協定書が出てきて、やっと契約が決まるのかなというふうに思ってたんですけども、そうじゃないということで、この間もずうっと私も住民さんからのお話とかもお聞きして、もうほんとに検討する時間がないということで、いろいろご意見もお聞きしております。私自身も、この間もちょっと不安であるということもお伝えしましたし、本当に重い選択だなと思っています。

そこで、ちょっとご提案というたらどうなのか、ちょっと分からないんですけども、この12月の基本協定のところで採決とかはしていただけないんでしょうか。それが可能になったら、あと3か月、12月まで3か月あるということで、少しは議論も進んでいけるんじゃないかなというふうに思うんですけども、それはどうなんでしょうかね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それは議決ということでしょうか。採決ですから、基本協定の議決を得るということでしょうか。

委員（小島みゆき議員）

そうです。

委員長（北村 孝議員）

部長。

住民部（谷野栄二部長）

今ちょっと公募要項を作成しているところなんですけども、議決を要件という前提にしておりませんので、ちょっとお時間を頂いてもよろしいでしょうか。この場で即答はちょっと

できかねますので、ちょっと相談したいところもありますし、できましたら総務事業か何かのときに返答させていただいたらと思うんですが。

委員長（北村 孝議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

ちょっと検討していただいたら、何かこの間も、遅れたら1年遅れるんですというご意見もあったんですけども、そうではなく、私たちも別にこの事業があかんとか、この事業がいいとか、そういうことを言ってるのではなく、やっぱり住民さんのお声を、私も何件かお聞きして、このクリーンセンターのごみ問題のことも全く知らなかったというお声も聞いてますし、やっぱりこれに、勝手に議会で決めたんかというお叱りのお声もありますし、ほんとにいろいろなお声があるので、ちょっとだけでも時間を、また議論する時間を延ばしていただけたらなと思いますので、ぜひちょっと前向きに検討していただければなと思います。お願いします。

委員長（北村 孝議員）

部長、この後、総務常任委員会もありますし、その中で、委員会の中での採決もありますし、この特別委員会自体も、これは今後解散しない限りはずっとあるので、その中でも、例えば今、小島委員がおっしゃっていただいて、仮に12月に、そんなことこれまでなかったんでしょけど、そういったことで議決権を得れるということであれば、その間に住民にも丁寧な説明もできますし、特別委員会もその中で、このタイトな日程じゃなしにもう少し、3か月を経て、議論ももう少し深められるかなと思いますので、ちょっといい方向で、こんなんないんでしょけど、いい方向でできるのであれば、そうしてあげていただきたいなど、私のほうからもお願いしときます。

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと早々に検討させていただいて、回答させていただきたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

よろしくお願いします。

他に、ご質疑。議長はオブザーバーやな。和田議長。

議長、ちょっと置いといてくれますか。河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

どうもすみません。ちょっといろいろ皆さん心配して、反対意見が続々と出てきて感じるんですけども、1つこの資料です、9月20日のごみ処理委員会の質疑の資料で、ケース1、2、3と、3万6,000円とか、ケース1。ケース2やったら、これやったら2万4,000円ぐらいかな、これが出てるんですけども、これはスケジュールのところで見ますとですね、令和6年のときから、このケース3でいきますと2万2,000円

ぐらいになるということなんですかね。これはどこの時点で、令和15年から2万2,000円になるのか、これはどこの数字で拾ったんですか、ちょっと教えてほしいんですけど。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城課長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの数値につきましては、前回お示ししました各事業ですね、ケース1、ケース2、ケース3、それを約30年という中での費用を、いわゆるその中で年割りした分の費用とですね、それと今、いわゆる収集運搬費、こちらのベースになってます収集運搬費とかを合算したところの費用になりますので、どこの年というわけではございません。

委員（河瀬成利議員）

30年間で予想したら、これをやったら2万2,000円になると、そういうことですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

そうです。はい。

委員（河瀬成利議員）

これ、やり方によっては1万5,000円になったり1万円になったりというケースもあるわけですか。そんなんあるの。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城課長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

例えば、ずうっと中継の間でいけば、やはり運搬賃とかいうものがかかってきてますし、本施設を建てれば、その分がなくなるということもありますので、その都度その都度変動はすると思います。

委員長（北村 孝議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

私、何でこれを聞くかといいますとね、まず住民のとき、議員になってないときに、いろいろごみの話を聞いたときありまして、10年間の契約と。それがままならなく、また4年間追加で契約したと。町長の杉原さんとは昔からの友達で、その話をよく聞いておったんですけど、これはそもそも何とかせなあかん。我々住民も、こんな、高石なんか8、

000円ぐらいやのに、何でうちは3万6,000円やと。それは人口の割合でこういう金額になると思うんですけども、あまりにも高いなど。その間で忠岡町としては、業者さんにちょっと高いで、高いでと言うてきたと思うんですけども、ただ、その業者さんが、まずこれ2万円とかやったら、こういうケースというのは考えにくいと思うんですけども、ただこれが突出して3万6,000円というのを見たら、住民、誰でも「何じゃこれは」というふうに思うんですよね。

それで、結果、今のこの期間的には皆さんおっしゃるとおり、説明不足、説明不足と、これも分かるんですけども、ただ、もうちょっと早うやってたらよかったんと違うかなという気持ちもあります。けども、この突出した金額を何とか理事者側も考えてもらってですね、この方法というのが一番ベストやろうというふうに考えて出してきたと思うんですけども、いろいろダイオキシンとか大気汚染とかおっしゃってますが、やはり国の基準というのはあるわけですよね。国の基準をオーバーせえへんかったらいけるわけですよね。それもまた業者さんがやってくれて、経営もしてもらえるわけですよね。

そして、ごみがなくなったらあかんとかおっしゃってますけども、それは根本的に忠岡町がごみを集めるわけじゃないわけですよね。業者さんが集めるわけですよね。その辺の契約ですね、もうちょっと綿密に。これからプロポーザルをやって、それで決めていくと思うんですけども、その辺のところをもうちょっと、一部の人の反対というのもあると思うんですけども、やっぱりそれを納得さすというのが一番大事だと思いますので、その辺の細かな説明ですね、これをより多くしていただいたら、この3万6,000円が2万2,000円になり、1万5,000円というふうになっていってくれたら、やっぱり財政、忠岡町は苦しい。年間で1億円浮いたら、10年で10億円浮くやないかと。何とか未来の子どものために、我々、財政を残していこうやないかということで案を出してると思いますので、その辺のところ、説明をかなり綿密に今後もやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

新城課長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

貴重なご意見ありがとうございます。そちらのほうは誠意努力してまいります。よろしくお申しします。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑。三宅副委員長。先に三宅さん、初めてなんで。

委員（三宅良矢議員）

何点か聞きたいことがあります。このセンター概要の内容を見させてもらって、これま

でも言うてるんですけど、その他一般廃棄物同様な性状のものということは、僕らのざっくりとした概念としたら、家庭で出してる収集ごみですよ。それと、あと粗大で持ち込めるようなごみがそれに当たるという感じでいいんですかね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは、世の中で生まれるいろんな製品であつたりとか、様々なものがございまして、それを一つ一つ見極める必要があると思います。紙・木・繊維・プラというのは、見たとおりの性状なので、これはクリアとして、また食品系廃棄物も、これも見たらすぐに分かるものですね。その他一般廃棄物と同様な性状のものって、これはほんと、ものすごく種類が多いと思うんです。例えば、建築現場から出た防水シートであつたりとかですね、ゴム系のもので、こうしたものは害が出ないのかと言われれば、有毒なものも出しますので、そうしたものは認めていかないと。で、燃焼して一般的に差し支えないかなとか、もちろん専門家の知見も聞きますけども、そうしたものは認めていく。そういったようなことで、ちょっと世の中にあるもの全てのもの、かなり多くのものがございまして、そうしたところは見極めて認定をしていくということ考えております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

具体的にちょっとざっくりし過ぎ、分かりにくいですが、答えが。今のお話では、じゃあ、何でも認めたら認めていくのかという話になるわけじゃないですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

A3のペーパーの2番の産業系循環型資源廃棄物の一番下の欄の※印のところに書いてますけども、同じごみでも家庭から出たものは一般廃棄物、生産活動の過程で出されたものは産業系の廃棄物というふうに位置づけられるんですね。この施設で家庭から出るごみと同様な性状のものを取り扱おうと。大きなくくりではこういう形でしか説明できないんですが、世の中に数多くの製品がございまして、そこは一つ一つ見極めて、認められるものは認定していくということになるかと思いますが。個々の品目を挙げるともう何百となつてきますので、ちょっとここでは挙げにくいということもご理解いただきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）



はい。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

その認定のことなんですが、チェック体制と、違反に対する罰則規定を設けますということなんで、条例化して何らかの形で附則とか、こういうのをつけて規制をかけていくということなんでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

公共施設でありませんので、ちょっとまた、条例化はちょっと難しいかなと思うんですが、事業者との協定の中でこうした罰則規定というのは盛り込んでいくんだらうなというふうには、今想定しております。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

それで、罰則等に関しては耐えられるものなんですか。罰則をかけるということに関して、法的に。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その内容にもよりますけども、その罰則規定に関しても事業者と合意に達したような形でやっていくということになると思います。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

こう書いてるけど、基本的にはあくまで相手との話し合いで、要はお互い信義則に則して、駄目なことをしたらお互い、善意の前提で罰則をかけていくよという、罰則というか何らかの注意なりかけていくよということでもいいんですかね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ここの規定についてはまだ想定してないところはあるんですけども、何らかの違反事項

が出たら、まずはちょっとチェック体制を増やすであつたりとか、報告回数を増やすであつたりとか、そうしたところから始まって、違反が重なればもう少し大きな対応をしていく、こんなような形になるのではないかなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

例えば、市町村によつたら産業廃棄物の処理に関する条例とかつくっているところ、適切な処理をする条例みたいなところがあるじゃないですか。ありますよね。それぐらいご存じですよ、すみませんけど。産業廃棄物等の扱いに対する処理の、何か条例みたいな云々かんぬんって、日本でも結構ありますよね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと承知しておりませんので、もし具体的な例がございましたら教えていただきましたら調べさせていただきます。

委員（三宅良矢議員）

今の時点で知らんというんやったら、それで分かりました。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、次の質問にいきます。あと、環境対策について気になるのが、燃やしてからどうのこうのというのも重要なと思うんですけど、持ち込んだときに大体、粉じんがばあんと出たりするじゃないですか。特に木材とかになってきたら粉じんの量ってすごいと思うんですよ。隣に忠岡町の、ほぼほぼ特定の団体が借り切ってるようなところもありますけど、基本的にはそういうのを出さへんという建屋の仕組みにしてくれるということではないんですかね。それを持ち込んだ際には。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

基本的には建屋の中になっておりますので、下ろしたときの粉じんが、すぐに大気に舞うということはないかなというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

下ろして、そこから焼却までに至る過程において粉じんが出ないよう、建屋みたいな仕組みになるということでもいいんですね。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとまだ建屋の詳細は見ておりませんが、基本的に廃棄物を燃焼のラインに入れたりとかするときには建屋の中になっておりますので、そこは屋外で行うわけではないので、いきなり飛散するという事はないというふうに考えております。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

要は、屋外で飛散しないような、建屋なり何なりの処置は必ずするという事でもいいんですね。近隣に影響を及ぼさないということでもいいんですね。回答。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

建屋の中で行うものと思っております。

委員（三宅良矢議員）

いいです。すみません、もう1点。

委員長（北村 孝議員）

もう1点。三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

あと1点聞きます。今の話、いろいろ皆さんのをお聞きしててちょっと気になったのが、これ今後、業者負担で各種それぞれ進めていくという、特にアセスメントとか調査とか、いろいろな計画があると思うんですけど、それで忠岡でしたら一定入札をかけてコンサルを頼むわけじゃないですか。で、業者さんが業者の負担でいく場合というのが、その選ばれたコンサルなのか会社内にいるそういう部署の人たちなのか分からないんですけど、その人たちがある程度客観的にちゃんと対応してくれるという担保というのは何かありますか。

要は、うちの会社が選ばれましたと、そんな役所みたいに入札なんかしたらお金かかるから、いつもやってるここに頼むんや、この金額でみたいなことであると、じゃあ今までの付き合いの中で、そこに対するひいき目というか、そういう、要は書くときにでも、じゃあ厳しく客観視できてるのかということ、それは一般的には書類上、表れてくるでしょうけど、じゃあ細かい部分まで見られてというふうになると、その辺はどうなのかなという

疑問が沸くんですけど、大丈夫ですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと理解できてないところがあるんですが、一般的に技術系の職員が会社の中には多分おられると思うんですけど、一定の会社でしたらね。一般的にはその技術系の職員がおられて、何かしら設計であったりとかコンサルタントを委託する場合には、その技術系職員とコンサルタントが技術系、技術のことについてのいろんな調整をすると思うんですけども、そのときに発注する側がちょっと甘い条件を提示したりとかいうことは、一般的な話ですけども、ないと思います。これは我々がコンサルタントと対処するときも同じですけども、「これぐらいでいいから、こんだけ適当にやるときな」というような対応にはならないんじゃないかなというふうには思いますけども。すみません、答えになってないかもしれませんが。

委員長（北村 孝議員）

三宅副委員長。

委員（三宅良矢議員）

例えば法律つくるときに、将来的にこういうものを10年、20年先を見越して通していきたいから何々等をつけたりとか、要は審議に諮らんでも抜け穴的な法律をつくるときってあるじゃないですか、今の国の法律作業って。だからそういう形で、要は客観的なフェアな対応はちゃんとできるのかなというのが僕はちょっと分からないので、そこに対する担保というか、そういうのがあるものなのかということですよ。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

全てフェアといいますか、やっぱしそれぞれの立場はあるんですが、やはり同じ目的に向かって努力していくんだらうなというふうには思っております。もちろん法令順守しまして。

委員（三宅良矢議員）

法令順守はもちろんですよ。法令をゆがめろと言ってるわけじゃない。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

まあ、いろいろ意見、出てます。私としては皆さんが心配してる、当然住民の説明会もしっかり丁寧にやっていただくということですけども、あまり事細かくやると、こんなことやって、これもし進めて、どこの事業者も手を挙げてくれへんの違うかなと、この辺の心配も出てきておりますので、というて、そんなら単独で行くんか包括で行くんかみたい

な話になってくるので、皆さんも反対、賛成とは言わなかった。もうちょっと深めた議論が必要だということの認識は私、持っておりますので、その辺を持って、当然住民の立場に立って環境とかいろんな問題もご心配されるのは、これはもう当然のことだと思いますけど、もう少しこの事業に進めていくとかそういう話ではなく、もうちょっと建設的に話ししていただければありがたいかなと思いますけど。

それなら何が建設的なの、これは私らの質問、建設的ではないんかいうところの委員さんも議員さんもいらっしゃるか分かりませんが、前回もお話しさせていただきましたけど、住民に不安をあおる、この辺の部分についてしっかり解消していただくような質疑、答弁も頂く。

この辺について、環境問題でも一定の国の基準をやっぱりクリアしていくということが大事なんで、自分とこで基準つくれというのも、これもちょっと大変なことだし、この辺の分でクリア、国の府の基準を守っていくということ、これは我々、この辺でしか判断できませんので、委員の皆さん、その辺もしっかりと十分心得ていらっしゃるでしょうけど、その辺についてご質疑していただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

他に、ご質疑。

議長（和田善臣議員）

オブザーバーですけど。

委員長（北村 孝議員）

和田議長。

議長（和田善臣議員）

今、委員長が言われたように、細かいところでやっていくと五月雨式にそういった質問が出てきますよね。で、それをやっておいたら、今おっしゃったようにまとまりがなくなってくる。この間その町政、町政じゃなしに町民を対象に説明会、開きました。そこで私、気になった言葉に迷惑施設という言葉がありました。これは迷惑施設であるんか、あるいは、これは今のようにライフスタイルがすっかり変わってしまった現代社会において必要不可欠な施設なんですよ。

で、ただ迷惑施設というのは、それは僕、隣にこんな施設を建てられたら困る。これは迷惑施設ですわ。今現在、泉北環境にあるあその場所も、あの地区の人にとっては迷惑施設です、はっきり言って。忠岡は、迷惑施設だから向こうへ持っていったらええんかと。忠岡の迷惑なものをよそのほうへ持って行って、向こうでやってくれと、それもちょっと無責任なような気がする。

その辺のところの兼ね合いも考えらなあかんし、また先ほど勝元議員と松井議員がおっしゃっておった実施協定ですね。実施協定とこの設計、あるいはこれは何かな、環境アセス、これを逆に順序を入れ替えることができるんかどうか。ちょっと難しいですよ。で

きないですよ。そういったところで、それは確かに車とか冷蔵庫とか家電製品、こんなものやったらまあ実験も簡単にできますけども、こんな、値段で言うたら、お金で言うたら、この間、固定資産税が何千万円入るって言うてましたよね。そういう大きな施設ということは、私は200億以上かかるのかなとか思ってます。

そんなもので造る中で、この施設設計の環境アセス、それと実施協定、これを入れ替えるというのは不可能やと思うんですよ。ですから、これは確かめるのは出来上がってからチェックしなければ仕方がない事項やと思っています。

それから、健康被害のことを言われてますけれども、これ、書いてあるように275分の1なんですよ。これは、我々はそれを実際そうかというのを測ることはできません。また知ることもできません。これはメーカーが、あるいは会社がそう言ってるのを信用しなかったらできないことなんですよ。前進できない。

で、我々、車を買うのに、アクセル踏んだらスピード出る、ブレーキ踏んだら止まる。こんなん完全に信用してますよ。信用してなかったら乗れませんよね。で、車の排ガス規制、これも最近うるさくなってきた、メーカーのほうでそれは守ってくれる。くれている。それも信用してます。ですから、ある部分はこの民間の技術力というんですかね。こんなんは我々とか、あるいは担当課、担当部で推しはかることはできないです。そういったものまであらかじめ保証せえというのは、自分らで保証せえというのは、これはいかななものかな。

あと、このダイオキシンの問題ですけれども、これは有機塩素というんかな、有機塩素の化合物ですよ。塩素というのはかなり毒性が強いというのは分かってます。そやけども、これがまた下から気化して上へ上がってくるものかどうか、そういうなんも我々知りません。

あと、交通アセスの問題とか、あるいはモニタリングの問題もあるでしょう。そういったことを総合的に勘案せんと、ピンポイントで質問やっていったら限度がないと思うんですよ。そのことで、やはりある程度まとまったものを出していかないちょっと切りがないと思うんでね、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

議長（和田善臣議員）

もう言いました。聞いてくれてなかったかな。

委員長（北村 孝議員）

いえいえ、質問されてるんかと思って。

議長（和田善臣議員）

質問と違う。オブザーバーとして発言した。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございます。

他に、ご質疑ありませんか。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

ありがとうございます。小島委員さんがおっしゃったことは、1つ名案かなと思います。12月、これが実現すれば12月議会でもまた、9月議会だけじゃなくてもう1回、この議会の関与ができるということと、あと3か月間の猶予と言ったらあれですけども、その間に説明、理事者側、役場側としても説明ができるチャンスを与えられたと思って、その受けの姿勢じゃなくて、出前講座って部長おっしゃいましたけども、こっちから出向いて、各種団体もそうですし、そういう各種団体とは関係のないような方々、今奈良さんなんかママ友のグループ、ぎょうさんありますので、ママ友のところにいって説明しに行くというようなことも1つかなと思うんですけども。

私、これ難しいですよ、本当に。私らだって、町民さんに説明するのは本当に難しいなと思って、こういう資料を使わせていただくんですけども、だからこそ、こうやって1枚紙に簡単にまとめていただいているのかなと思うんですけども、役場側としてはケース3、公民連携方式で進めたいということで、公民連携方式はこういう内容であると、こういうスケジュールで考えてるということに、どうも説明するときはそこに偏りがちなんですけども、難しいことであるというのは重々承知してるんですけども、ケース1、ケース2はこうであるということもちょっと踏まえてご説明されると、ケース3についてご理解は得やすいのかなと思います。比較して説明すれば公民連携で私にご理解はいただけると思っています。少なくともこの比較してるからこそ、このケース1、これは現行ですよ。これについてはもう誰しものがあかんと、意見が出えへんぐらい誰しものがあかんという理解は得られているのかなと思いますので、ケース1、ケース2についてのデメリット分についてもきちんとお伝えしていただいた上で、ケース3へのご理解を得ていただきたいなというふうに思います。

議長（和田善臣議員）

委員長、さっき途中でやめたんやけどね。

委員長（北村 孝議員）

答弁、前川委員の答弁。

議長（和田善臣議員）

ごめんなさい。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ケース1、2、3の比較のところに关しましては、前回、特別委員会の資料のところに、ケース1、2、3の定性評価のところも加えておりますので、この資料も併せて住民の皆様にお示ししていくようなことにさせていただきたいと思ひます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

議長、すみません。

議長（和田善臣議員）

さっき皆さんあまり聞いてくれてなかったのて途中でやめたんですが、これの最大のリスクというんかね。リスクは僕はこれはSPC、いわゆるこの会社の存続性ですね。これを担保できるんかどうかということなんですけれども、これはあと20年先、30年先、もう30年先になったら私ら確実に鬼籍に入ってます。ですから、そこを責任を持つかどうかというのは、これはここでは軽々に言えないことですよ。

ただ、我々がこのレールをつくって、そこへ列車を乗せて走り出したと。あとは、後に続く後世の人に知恵を絞ってもらって、ちゃんとしたものをつくり上げていく。これも人間、継続をやっている中でね。人間社会が継続をやっている中でどうしてもそうやって引き継いでいく場所、場所があると思うんです。これができたら出発点も、あるいは終点ですね。これもつながったら間に合って、臨界になってずっと継続できますよね。

ただ、それができない場合は、完全に終点に近づいたらブレーキを踏めるというところまで後世の人が考えてくれたらいいことであって、我々が40年先に責任持てよというのは、これはとても無駄なことやと思うんです。

というのは、この庁舎にしたって30年前、総計にも載ってなかったです。ミカタヒルズしかりです。東洋紡の跡地、買うのもそうです。それは何にも総計に載ってなかった。そんなものを、30年の間でもそんなこと起こってるんですからね。ですから、時代の移り変わりとともに、あるいはそのときそのときの若い人の意見、考え方、それでうまくつないでいっていただくのが、これが人間社会のあれじゃないでしょうかねと、私はそない考えてます。

委員長（北村 孝議員）

30年先、40年先は無駄いうか、考えらんでええみたいな話なんですけども、ちょっと私の解釈としてはね。しかし、その辺は今、働いている我々が住民の代表だから、そこはやっぱりそこまで心配していかなあかん。

ただ、私も1つ心配するのは、その30年の中で、この事業者が仮に何らかの形でできなかった場合の保険といいますかセーフティーネットといいますか、ほかでこのごみの処理をできるあれがあるのかどうか、この辺だけちょっと。



谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今まで何度か質疑も頂いたところですけども、やっぱり複数のそうしたリスクに備えて、複数の対応策を考えておくというのは大事なことだと考えております。

1つは積み替えできる機能が残っておれば、持ち込み先さえあれば最悪の事態を免れるということを思っておりますし、また災害時等にも必要なんですが、いろんな災害が起こったときにも、本町の例えばこの新しい公民連携システムが稼働できなくなった、そのときどうするんだとかいったときの対応策も考えておくのも非常に大事なことだというふうに思っております。そうしたことも併せて検討しているところでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（北村 孝議員）

お昼が近いですし、この後、総務委員会も控えておりますので、「いや、まだまだ議論言うよ」みたいな話であればあれなんですけど、どうでしょうか。さっきの小島委員の提案がもし受けていただけることであれば、12月まで議論できるというところですよ。基本協定ができるまで。

委員（松井匡仁議員）

委員長、そこでちょっと質問を1つだけさせて。今ちょっと相談したけど、確認だけしておきたいんです。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません、今委員長おっしゃった件で、ちょっと先ほど相談に、次に私、総務の委員長ですで行ってたんですけども、小島委員のおっしゃった12月の議会でこの契約に関する議決を取ると。町長もおうおうってやってはりましたけれども、これね、忠岡町の決まり事としてですよ。やらんでええわけですよ。これね、やってしもたら全部になるよ。それを私、総務の委員長として、「次の総務委員会でやりますよ」と言われて受けてええんですかという返事をしておったんです。確認をしておったんですが、今後の、これはもうごめんなさいね。これの話と別な話なんですけどね。今後のいろんな案件の契約、これについても全部議決せんかかって話になるよ。今年になったら、今年の場合やったらESCOもあればね、この後、それなら全部出してこいよという話になるのを分かって「おうおう、やろうか」と言うてるんやったら、次の総務で返事くれたら受けますけど、どうしますんという相談を今ちょっとしとったんですが。

委員長（北村 孝議員）

それは、今回の場合、特に短い、このタイトな中で、どうやねんと。もう29日にはこれを本会議場で採決せなあかんやという中で、小島さんがそういった提案を出されたとい

うことについては、私の認識としては当然こういう先例をつくと次のほかの、今松井委員おっしゃったような形で影響してくるのかなと思いますけど、その辺は例えば限定的にやるとかいうふうに、このスケジュールの中でということで住民感情から、また議員の感情からもちょっとあまりにも拙速過ぎると、もうちょっと議論を深めさせると、住民に丁寧の説明せえというところにあって、もし、もしですよ、できるのであれば譲っていただけたものやろなど、こういう解釈、認識、解釈できるんですけどね。この辺について私が言うより、そちら側で決める話ですから、しっかり、ちょっと時間のない中でいい判断をしていただければありがたいと思いますけど。

はい、部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと協定の議決という話を頂いたんですが、まずこの基本協定の段階の議決というのは、これは当初考えてなかったこともないんです。そうした議決を得ることによって後々の事業の担保が取れるというのも1つありましたので、検討してたのは事実です。

ただ、松井委員おっしゃられるように、これがもし後々になってくると、実施協定にこれの議決ということになってくれば、恐らく手を挙げる業者はいないと思います。費用をかけて、後々の議決を得れないということであれば、こんなリスクの高い仕事はやらないと思います。

ですから、ちょっと相談させていただきたいと言ったのは、もし議決という話になるのであれば、基本協定に限定していただいて、そこで仮に議決を得られたら後々の事業については一定担保されるという形になるのであればなくはないのかなと思うんですが、そのところはちょっとまだこの場で即答できかねますので、ちょっと時間を頂きたいと申し上げた次第です。

委員長（北村 孝議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

部長、そんなええかげんな返事したらあかん。そんなんやったら今回の議案を3か月延ばしたらいいねん。下ろしたらいいねん。まだ議運あるんやから。そんな後のこと分からんとか、今回やったら絶対になるよ今言うたけど。ほかの案件まで飛んでいくよ。そんなん今回、実施協定のところで丸バツ、契約に対して取ってしもたら、次かて絶対なるに決まってますやんか。そこはやるやれへん分からんと言うたところで、そんなもの絶対この特別委員会では通れへんから。そやから、そこはええかげんなこと言わんと、もうこの議案自体をそれやったら3か月延ばしたらよろしいやんか。そないせんと、その今の返事はちょっと中途半端過ぎますわ。多分町長も今、分かっているとしますわ。

委員（勝元由佳子議員）

質問。

委員長（北村 孝議員）

答弁。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

素朴な疑問ね、議会のシステムとして、議会の議決事項って地方自治法の96条で決まってるでしょう、これこれって。で、今それがないものを議決を得ようとしてるわけじゃないですか。手続的に丸なのかという、どこか議会で何かさうしようって、何か決を採るとか何もなしで、理事者側が議決を得たいというて上程してきたら、議決得れるものなんですか。そこの1個、確認。

副町長（井上智宏副町長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

副町長。

副町長（井上智宏副町長）

一般的な手続のことなのでお答えさせていただきますけど、おっしゃるように自治法96条で限定列挙されてますから、議会の権限というのはそれに限定されます。ただ、それ以外に議決できないかということになりますと、議決条例をつくれればその他、その他の項目がありますので、その他これに限ることは、総合計画でも同じように議決求めているというのはそういうことやと思います。ですから、限定して条例を提案させて、条例案を提案させていただいて、それをご議決いただくと。そうすれば、例えば基本協定に限って議決を行うということは可能になります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今の副町長の答弁やったら、今回、12月議会で上程するとしたら、それに合わせるように条例改正して、今回の協定を議決を得るように条例改正して、かつもう今回こっきりということやから、また廃止して条例改正して何かするとか、そういうことになるんですか。12月議会で条例改正案、一緒に出てくるというか、そういうことになるんですか。

委員長（北村 孝議員）

副町長。

副町長（井上智宏副町長）

議案をどのタイミングで出すかというのは、細かいところは考えらんとあかんと思いますけども、少なくとも12月に基本協定をご議決いただくんであれば、ご議決いただくま

でにその前段階で議決いただくというような形をとると。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、それならスケジュール的に。ごめんなさい、委員長。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

スケジュール、分からないですよ、今の話やから。こちらの考えやと12月にこの協定の議決を得ようと思ったら、それまでに、限定的な条例改正が必要やから臨時会議を開くんか何か分からんけども、まず先に条例改正案が議会に出てくるということですよ。言うてみたら。

副町長（井上智宏副町長）

そこは議会運営、どうされるか。すみません。

委員長（北村 孝議員）

副町長。

副町長（井上智宏副町長）

議会運営をどうされるかというのがあるとは思いますが、臨時議会を開くということもあるでしょうし、我々で簡単に判断できるのであれば、今議会最終日までに提案させていただいてということもあるでしょうし、12月の議会の冒頭で先議いただくということもあるでしょうから、そこは議会運営をどうさせていただけるんかというのは議会との相談かと思います。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど、分かりました。それならまず条例改正案の関門が1個あるということですね。それをやろうと思ったらね。分かりました。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員（勝元由佳子議員）

別の、もう1個の質問。

委員長（北村 孝議員）

いや、もう、すみません、昼を回ってますので、これやったら、ずっとこのまま食事なしで行くと思いますが、どうします。

議会事務局（柏原憲一局長）

まだまだあるんやったら。

委員長（北村 孝議員）

まだまだご意見ありますよね。あると思いますわ。それなら休憩して、昼からまた再開しますね。いいですかね。

では、ここで議事の都合により、お昼なんで暫時休憩いたします。

13時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

(「午後0時06分」休憩)

委員長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後0時59分」再開)

委員長(北村 孝議員)

まず冒頭に、この後、総務委員会も控えておりますので、質疑を1時間にしたいと思えます。また、あとは総務委員会の中で総務委員、限られた委員の中ですけれども、その中で議論をまたしていただければと思います。

それと、午前中の小島議員の提案について、総務でということですが、結論といいますか結論が出てましたら、全員出ているこの特別委員会が出された提案ですので、特別委員会でお答えいただければありがたいなど。これは議長、総務委員長、議運の委員長と、議会の運営上、この4人でちょっと決めさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

町長。

町長(杉原健士町長)

どうもすみません。事業者選定を3か月延ばさないかなというような意見もありますけれども、事業を早くすることによりまして財政負担の軽減にもなるという、本町、大変厳しい財政状況でございますので、この議会で採決だけでなかなか決めるのは委員さんも難しいという声も多いことありますので、事業者との基本提携の締結の際にはご議決をいただくということでお願いいたしたいと思えます。

その間、多分それは12月議会か、もしくは臨時議会かになると思うんですけども、その間、住民の皆様方にも丁寧に説明いたしたいと、かように思うわけでございますので、ひとつよろしくお計らいいただきたいと思います。

委員長(北村 孝議員)

それでは、質疑に入ります。

勝元委員。

委員(勝元由佳子議員)

すみません、私、総務委員に入っていないので、ここで質問させてほしいんですけど、今回、9月の議会で議決を得たらプロポーザル、今後入りますでしょう。なので、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、プロポーザルの公募の要件という、前回もお聞きしたんですけど、町のスキームを出されるということでしたね。仕様内容というかね。

で、その具体的な町のスキーム内容って、仕様内容を見てないから分からないんですけど

ど、盛り込む内容的にね、今回このSPCでやろうとしてる処理施設ですね。処理施設というのが結局、売電したり再生可能エネルギーを取り込んだ未来型の施設にしてるじゃないですか。そこで、その施設を多分プラントメーカー、いろんなそういう再生可能エネルギーを取り込んだ処理施設って、もう開発いろいろしてるから、多分手を挙げる業者によっていろんなタイプできると思うんですよ。それで、いろんな業者さん、参入してもらえり仕様にはしてほしいと、こちらは思ってるんですね。もう既に今手を挙げてる、サウンディング調査してる業者に何か決まってるん違うかみたいな、そういう選定はやめてほしいというのは前回言ったとおり。

加えて、その仕様の内容にエネルギーの発電の部分とか、多分これあれでしょう。何か普通の今やってるような、何かバイオマス発電か、何かそれやるんでしょう、多分。じゃないんですか。限ってないんですか。じゃないんですか。それなら限定してせずにということですか。それやったらそのほうがいいなと思います。

それとか、あと熱効率がどうかとか、発電と熱と多分2つあると思うんですよ、処理施設って。だから、その部分を町がどう考えて、どういう施設にしてほしいという内容に盛り込むつもりかというのをお聞きしたいのが1点。

もう一つ、多分府のほうも何かエネルギープランとか何か、温暖化対策実行プランとか何かつくってるらしいんですよ。で、市町村に向けてつくってるみたいなんで、どのぐらい義務を課してるのか、私も細かく見てないから知らないんですけど、多分市町村さんに向けて、大阪府としてこういう取組、環境対策、温暖化対策をやってねって、向けてやってるんで、そういうのをどれぐらい盛り込んだ仕様内容にするのかとか、考えているか考えてないかも含めて、考えてるんやったらどのぐらい、どう考えてるかとか、ちょっと聞きたいんですけど、その2点、お願いできますか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

大きく3点ですね。まず公募の話ですね。公募につきましては、正直、今作業をやっているところで、まとまってないんですけども、サウンディングを行った業者以外の方も、また大企業だけじゃなくて中規模の企業の方も参画できるような仕組みに今のところはなっております。だから土俵には乗れる状態になっておると考えています。

ただ、本町がサウンディング調査で行った中で、発電効率の問題とかごみ処理の状況で、一番大きなのはごみ処理費用ですね。そうしたところが1つ理想なところというふうに位置づけをしまして、それに近いところは点数が上がるし、遠いところは点数が低いということになってこようかと思います。そこは要綱というか、評価のときの選考基準になってくるんですが、そういうことで、いろいろな業者の方が参画できる一応形には今のところはなっております。

それと、2点目のバイオマス発電と熱ということですが、近年ちょっとバイオマスも、先日新聞に掲載されてきたこともあったんですが、なかなか材の供給が難しいということになってるようでございまして、大手の事業者も撤退をしようかって考えているところも今、多いと聞いております。

といいますのが、バイオマスというのは自然由来の燃料といいますかね、になりますので、それがなかなか国内で安定的に調達できない状況になっているらしくて、例えば木質系のバイオマスでしたらインドネシアとか東南アジアから輸入をするということを想定して事業計画を立てておいたみたいですが、それは世界中で取り合いになってまして、価格が高騰して、要するに事業採算性が合わなくなってきたみたいなどころもありますので、なかなかちょっと安定して自然由来の材の供給というのがなかなか難しいんじゃないかという話もございまして。

そういったことで今回の施設は、一応焼却したその熱ですね、それを生かしていく施設であるという位置づけにしています。そのエネルギーの変換先が電気であるのか蒸気であるのかというところは、まだそこは決めてはないんですが、昨今の状況を見ると電気で売電しているところが多いように感じます。これは事業者側からの提案で、例えば地元企業に蒸気を提供するというのであれば、それはそれで提案としてはありなのかなというふうには思っております。

次、3点目の府からの地球温暖化等の義務ですね。

委員（勝元由佳子議員）

何か、計画立ててる。

住民部（谷野栄二部長）

計画につきましては国からも府からも出てるわけですが、今現在のところほとんどできてないといいますか、一応庁舎内の電気を節減したりとかいうところはあるんですけども、具体的などころができてないところがあります。今回、この施設ができますと、再生可能エネルギーになるかどうかというのは、ちょっと定義がありまして難しいところはあるんですけども、少なくとも化石燃料を使わずに電気を生むことができますので、そうした面においては地球温暖化の対策になってるということがありますので、この部分に関しては本町、今までほぼゼロだったところが、大きく貢献できる内容ではないかなというふうに考えているところでございまして。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。何かバイオマス限定なんかなと思ってたんで、違うんやったらそれはそ

れでそっちのほうがいいんで、いいです。

で、その熱とか熱利用する部分ってプロポーザルの審査の審査対象になるかなんですけど、例えば何か、焼却施設の周りにそうやって利用する、また新たな産業というか、そういう施設というかな、業者というか事業者ですよ。連れてきてくれるんやったらそれはそれでまた町にメリットじゃないですか。本来、何かそうやって熱利用をしてるところがあったりとかするらしいんですよ。そんなんは忠岡町のそういう、今回のプロポーザルの審査対象というか、審査の評価点に加算されるようになってるんですか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっとその審査基準につきましては、まだ正直できてないんですけども、当然ながらその地球温暖化対策、カーボンニュートラルに向けた取組というのは評価の対象にはなるかと思えます。それにも増して大きなのはごみ処理費用ですよ。要するに、廃棄物処理をしながら経営を安定化させていっていただくと。その中で本町の一般廃棄物も比較的安価に引き受けていただけるということが大前提になっておりますので、そうしたところのバランスというのもありますけども、一応評価の対象にはなるかと思えます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

前回もちょっとその委託費用、委託費が大分、10年、20年たってきたら値段交渉できるかというところをちょっと言わしてもらったんですけど、やっぱり売電するじゃないですか、SPCのほうがね。だから、よりエネルギーつくってもらって売電してもらったほうが向こうはもうかるから、忠岡町としては委託料を下げよという材料にはなるじゃないですか。だから施設としては、より発電量とかエネルギー効率のいい施設を持ってきてもらったほうが忠岡町も今後かかるごみ処理費用、払う委託料ですよ、少なくて済むから、そこはやっぱり今おっしゃったみたいに、かかる経費のところになってくる一番の大事なところやから、審査ポイントとしては何かそれなりに評価してもらえたらなというのも、これ要望です。これから多分仕様をつくられると思うんで。

それと、これちょっと質問じゃなくて、ちょっと私からの要望というか、あれなんですけども、今日はあれなんですけどね、質問、先ほど委員長もおっしゃってたんですけど、正直、環境問題とかいろいろ質問されてるじゃないですか。で、一応こちら、私が思うの



は、何か国の基準があるのに、それ業者が満たすかどうか分かれへんやないかとかっていう話になってきたら、正直何か、建築基準法を守れへんから建物を建てるの反対とか、食品衛生法の何か添加物とか農薬の使用量を業者が守れへんかもしれんから、食品つくるなとか、何かそういうイメージに近いんですよ。違うかもしれないんですけど。

だけど、一応うちの職員さんも技術職員さんでもないですし、逆に私も、今のところ環境問題はあんまりそんな問題と思ってない側なんですよ。だけど、やっぱり問題とってはる住民さんもおったりとか議員さんもおられるんで、そこは住民の方が不安に思うのは分かるし、それを吸い上げて議会で議員が質問されてるのも、それはすごい分かるから、本当に問題なんやったらこちらも知りたいんですよ。どこがどう問題なのかというところ。逆にこの特別委員会はそういうところを調査検討する場なんやから、逆に議員はそうやって住民の疑問とか声を吸い上げて、できるだけ質問の精度をちょっと上げていただくというか、事前調査なりしていただいて、今現実に日本国内でこういう、何か問題が起きてるからこうなんだとか、何件起きてるとか、あるいは何かね、例えば私らなんかだったよく府に聞いたりとか専門家のところに聞いたりとか、しかるべき第三者のところに聞いて、町の言うてるのはおかしいと言うてるやん、ここ問題と違うかとか、そういうちょっと事前調査をして、質問をもっと具体的に現実的な起こり得る問題化していただいて、ちょっと精度というか信憑性を上げていただいたら、我々も「ああ、そういう問題があるんやったらちょっとやっぱり役場、町側さん、考えてもらわんとあかんの違いますか」ってなるんで、ちょっと漠然と環境問題となったらすごいテーマが広過ぎるし、どっちかいうと科学分野になって理系の分野になってくるから、うちの職員でもどうなんかなと思ったりするから、ちょっと何か今後質問するんやったら具体的にもうちょっと事前調査を踏まえた上でしていただけたらちょっとありがたいんですけど、そこはもう要望。

委員長（北村 孝議員）

勝元さん、人、議員いろいろ認識が違いますので、またそういうふうには決めつけてはないでしょうけど、ちょっと発言、もうちょっと抑えた形でやっていただいたらいいかなと思います。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

私に対して言われているのかなと思います。一般質問でそのことは幾つかの例は申し上げさせていただきました。お聞きになっていないんかもしれないんですけども、具体的には掛川市と菊川市のところというところで、住民の反対運動があった、反対があって行政も考え直してやめたというところがあるというのはご存じやと思います。

で、今現在、東京の八王子、何か山手のほうね、ちょっと私、村の名前忘れちゃけれども、そこでは産業廃棄物の処理、焼却場ですね、そこも。焼却場ができるということで住民の方からやっぱり水の問題とか空気の、環境の問題ということで反対の運動が起き

て、そこには日本共産党の議員はおりません。いません。ですが、反対運動が起きまして、東京都に、議会でも議決がね、産廃というのはいかんということで議決が上がって、そして東京都にそのことを要望しに行ったと。都が認めますのでね、産廃許可する云々って。で、その村長、村かな、村長も東京都のほうに行って、そのことを、住民の意向を伝えたというふうなことも一般質問でもちょっと申し上げたと思います。

全国あちこちで、やはり産廃焼却施設が来るということで、反対ということはやっぱり住民運動が起きて、産廃業者はなかなかね、土地の確保が難しいんです。で、あれ高槻市かな、高槻市の例ね、私も挙げましたけれども、高槻市でもそういう産廃の計画が、申請、上げますわね。上げて、そしてそれが分かって、署名ね、反対署名、産廃反対という署名が10万筆集まってということで、議会で議決ね、条例ね。住民の5分の3かな、近隣の自治会の賛同がなければ産廃は設置できないという条例まで制定ね。議員立法で制定してるんですよ。それが議決されて、制定されて、その計画を出した業者は計画を取り下げました。

ということで、なかなか全国でいっぱいあると。多分ネットで引いたらいっぱいヒットしてくると思います。かかってくるので。そういうね、だから迷惑施設というか、迷惑だからみんなそない思いはるんでね。子どもとか年いった人は子や孫のためにで、子育てやっってはる人なんか特に子どものやっぱり健康のことに心配ということや、そういったことも出てきてるので、その化学物質のことでの議論をここではできないけれども、そういう住民の心配とかそういう声はやはりちゃんとつかんで、そのことをきちっと議会で議論をするというね。町に言うというのは議員として当たり前のことだと思いますので、科学的じゃないとか何か建設的な議論じゃないとかね。何かそういう議論すらするの、おかしいというふうに、何かおっしゃるのっていうのは、これは議会の何か自殺行為と違うかなと思います。

ということで、一応何かそう言われたので、一応反論としては申し上げておきます。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑。

委員（勝元由佳子議員）

1点だけ。

委員長（北村 孝議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今の、私が事例挙げてくださいと言ったのは、住民運動の反対運動の事例じゃなくて、実際に国の基準値を超えた違反事例ですよ。全国でこういう大気汚染問題が起きてるよっていう、その事例を挙げてくださいということなんで、ちょっと違いますので。

委員長（北村 孝議員）

先ほども言いましたように見解も認識も違いますので、お互いに意見の、いろいろあったら、また個別にやっていただければ。今はこの中身について、当然それも触れられていることなのでしょうけど、ご質疑をお願いいたします。ご質疑。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、時間ないからね。

委員長（北村 孝議員）

そうですね。2時で一応終わりたい。

委員（是枝綾子議員）

私、総務委員会に入っていないので、総務委員の方は総務委員会で言う機会があると思うんですけども、何というか、出されてきた案についてどうこうということ、それを建設的に審議するのがこの議会やというふうに議長おっしゃいましたけれども、いや、そうじゃないでしょうと。建設的な意見というと賛同するというじゃないですか。建設的ということはそっちの方向に。そうじゃないという人は、じゃあ意見言えないのかとね。そういう質問したらあかんのかというふうに、ちょっと私、先ほど午前中の議長のね。議長としてそういう、立場的にそういうことを議会の議員に言うていいんですかとちょっと私、思いましたので、そういうことで。だから私は、建設的な意見は、質問はできません。だって広域処理を進めてほしいと思っているのに、広域の話をしたらあかんっていうふうに言われてるような、そんな気がしましてね。だけど、言うていいんですよ。広域処理ということについて。

委員長（北村 孝議員）

すみません、理事者のほうに質疑お願いします。

委員（是枝綾子議員）

すみません。質疑を始めます。

委員（河瀬成利議員）

委員長、ちょっと一言。

委員（北村 孝委員）

はい。

委員（河瀬成利議員）

これは、議長に対してそういうのを言う場所じゃないじゃないですか。

委員（是枝綾子議員）

でも、議長が先ほどおっしゃったね。

委員（河瀬成利議員）

理事者に聞いての質問を出すわけでしょう。

委員（是枝綾子議員）

質問をする前に、先ほどね。

委員（河瀬成利議員）

いやいや、だからそういうことは。

委員長（北村 孝議員）

河瀬委員、もう置いておいてください。

委員（是枝綾子議員）

だから、委員長は認めてくれるんですよね、私の質問。委員長は、私の広域についてどう検討したのかということをお聞きさせていただいていいですね。

委員長（北村 孝議員）

全然いいですよ。

委員（是枝綾子議員）

ということですね。

委員長（北村 孝議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。では理事者の方にちょっと質問させていただきます。まず、広域処理をする、泉北環境のほうに入るということになるのと財政的に大きな負担になるから、これはもう財政つぶれるということをお聞きしたのね、6月ぐらいまではそうおっしゃっておられました。ところが、一応費用想定ね、財政シミュレーションを出してくれということで出てきました。そしたら広域処理については思ったほど高くならなかったということで、で、公民連携協定処理と大きな差がね、2倍、3倍にならなかったというところがあります。

で、産業廃棄物というそういった問題、住民の方が不安に思うような施設を持ってくるのに、この程度しか安くなれへんのかと。これで産廃、受け入れるのかというふうに、ちょっと感じます。だったら広域処理のほうを進めていくべきだと思いますが、広域処理に入っていくと財政的に忠岡町は破綻するのでしょうか。どういうちょっとシミュレーションをされたのかなというふうに。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。その件に関しては何度もお答えさせていただいたんですが、広域処理組合に対する、そのシミュレーションというやつは幾つもやっています。で、今は、今までの協議

は委託をするということが前提の協議です。委託をするということであれば、新しく施設を更新されたときにはその応分の負担がその時期に求められます。その金額が幾らかは聞いておりませんが、今現在300トン規模ということなので、そのクラスの施設が更新されるということは少ない額ではないということで、私がここでシミュレーションを挙げたのは、一応広域処理組合に加入できたということ、10年後にね、を前提にしないとこの比較検討にならないと思いましたがということで、前提で進めさせていただいたところです。

委員（是枝綾子議員）

それは分かってるんです。

副委員長（三宅良矢議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

委員長がおれへんから副委員長、すみません。財政シミュレーションというのは忠岡町の財政課が出すシミュレーションなので、岩佐課長さんのほうにお聞きせなあかんということで、今いらっしゃらないんですけれども、忠岡町の財政に与える影響というのがとてつもないんだとかいうふうなね、そういうものなのかということをお聞きしているんです。だからこれは部長にお聞きする範囲じゃないと思うんです。実は財政課のほうでこれをするとうなるのかということを出していただいたのかなという、そこなんです。

だから忠岡町もちょっとね、赤字再建団体、早期健全化団体に引っかかるんですよとかいうふうなことになるのかと。最初6月、そんな話ね、もう財政、立ち行かない、あかんねんとかいうふうなね、何か言っていらっしゃったけど、最近ちょっと言いませんよね、これ数字が出てからね。だから、いや、それやったらちゃんと、きちっと財政的に検証されたんですかという、そういうシミュレーションがやっぱり出されたんですかということなんですけど。すみません。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

財政シミュレーションはしておりませんが、この広域に行ったときに、一部事務組合に入れずに委託が続いたとすれば、先ほど申し上げましたとおり、例えば仮にですけれども、300億の事業費かかりましたとなったら、その事業費に対する応分の負担がその次の年に求められますので、これは2桁以上の金額が必要になってくると思います。

それと、解体撤去の費用も、その同時期か何年かに分けるか分かりませんが、必要になってまいります。その額も少なく見積もっても15億ほどかかります。その2つを合わせれば財政シミュレーションする以前の問題じゃないかということで、それはシミュレーションしておりませんが、それほどの費用がかかって忠岡町が財政上やっていける

かとなれば、シミュレーションする以前の問題じゃないかなというふうに思っています。  
委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

委託が続いてね、それで撤去の費用もとか何とかっておっしゃるんやけど、一部事務組合に加入するという真剣に努力をしていただいて、それで入っていくという議論をしないと、入れへんからっていう、いや、入れへんって、入ってくださいよということで進めていくと言ったはずなんですよ。

だからこれが、シミュレーションする上では条件の設定ね、推計条件をやっぱり設定しますよね。そういった形で本当にそしたらその委託が続いた場合は、じゃあその財政ね、赤字再建団体、財政健全化団体に転落するんですかと言うたら、いや、どこまで悪化するねんというところのね、そういうのをちょっと出していただかないと、ほんまにそうですかということになりますので。

なぜ、私、これ言うかということ、忠岡町の長期包括契約でね、平成の20年度ね、議会で議論したときに、やっぱり財政健全化団体にこのままやったら転落するから、だからもうこの資金は、忠岡町ね、もうないと。だからこれしかないというふうなことで言っていたときがあるんです。そのときの、あのような状態なのかということ、で、「これしかないんです。公民連携協定しかないんです」とおっしゃるんやったら、そういう資料を出していただかないといけないしというふうに思うんですが、委員長、ちょっとここでね、そのときどんだけ忠岡町ね、どんなシミュレーションを出してたかというのをちょっと参考までに皆さんにお配りしたいんですけれども、時間、そんなに取れません。ささっと。すみません、いいですか。許可していただけますか。

委員長（北村 孝議員）

はい、皆さんに。

委員（是枝綾子議員）

そのぐらいきちっとその撤去費用がとか、ものすごい財政負担やからというんやったら、それをきちっと財政シミュレーションとして資料をお出しいただくということではないと、漠然としたということで、それを諦めてくださいと、それは広域、諦めてくださいと、漠然とした話で、大ざっぱな話で言われているということなので、それをきちんとやっぱり出していただきたいということで。

これは町長も当時見た資料ですわ。これ、平成20年11月時点でのこの財政収支見通しですね。19年度決算を打って、即出したということで、多分副町長さんも府の市町村課のほうにいらっちゃって、この資料は見たかどうかちょっと分かりませんが、一

言で言いますと、平成20年度の実質収支がもう2億2,800万円の赤字だったんですね。ここがずうっと、もうこれずうっと行きますと、右にずっと行くと、ずっと累積赤字が5億8,000万とかね。5億8,000万、7,000万とか行くし。あと一番ひどかったのは実質公債費比率という、一番下から2つ目の、19年度は8.5ですけども、平成20年度は14.3、それが16.8、20.1、もう20を超えてきました。

これは25を超えると、もう早期健全化団体でしたか、25は早期健全化団体かな、30が財政健全化段階か、ちょっとその辺りまで行くということで、これは借金した分の返済の分の、その3年間の平均なので、一遍にはぐっと上がれへんけど、これ大体推計できる数字なんです。これで25を超えたら、もうこれこそ健全化団体とかいうことで、健全化計画を国に提出して、もう何もでけへんという非常に大変な状況になると。これ以上借金もうできない、起債でけへんというところに来ていたというところの表です。これは議員やからまた皆さんね、こういう表も見れるようにしていただきたいと思うんですが、こういう状況だということ忠岡町が出してきて、これはもう起債ね、10数億も起債もとても無理ですということだったので、それしかないということを書いてきたわけなんです。これね、毎年4億円の修理代を請求して、その4億円どこから出すねんと。現金がないのに4億円出されへんというところもちょっとありました。ということで、そういうやむを得ないという理由もあったんですけども、ということで一応こういう資料が出ておりました。

忠岡町はその広域処理をしたらこういう状態になってしまうのかと。とてもできませんとかね、もう立ち行かなくなるみたいな、ここまで行くんかというところで、どういう見通しでそうおっしゃっておられるのかというところはやっぱり出していただかないと。大変やというのは大変やと思います。建て替えを認められたら撤去の費用は、やっぱりそこは出る可能性も出るというところはあると思うんです。それ、出ないんやったら、それを交渉しに行くのが部長と町長のお仕事だと思います。上京して陳情して出してくださいということで、やっぱりそういう状況をつくっていくという努力もぜひしていただきたいというふうに思います。

財政シミュレーションについては出されていないということでもありますので、財政的に広域処理をした場合、この2枚目のところで、3枚目かな、一番最後の推計の基礎とか、推計条件をきちっと設定すればどういう見方をしたらいいかというのが分かりますので、こういう見通しを持って「ああ、広域は駄目です」というふうにおっしゃっていただかないとなかなか私たちは納得できませんということで、それを出していただくことは可能でしょうかと。あかんというんであれば。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これも何度も答弁申し上げておるところでありますけども、広域処理組合に参画、参入できるということは、一度も私、聞いておりませんので、委託ということも前提に考えていかなければならない状況にあるということなんですね。

で、委託、ここで例えば広域を選択して行ったとしまして、10年後に広域処理組合に加入できなかった、委託のまま継続ということになれば、建て替えをしたときに大きな負担があって、それ、1年だけじゃなくて、今ある残存施設のところにかけた費用、応分の負担をずっと継続して求められますので、1回こっきりじゃないんですね。それがどれほどの金額になるのか、想像するまでもないんですけども、そうした金額がありますので、もう財政シミュレーションを立てる、その前提のところが決まってないので出せることはないんですが、そうした時点で負担できる額ではないなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

負担できる額じゃないなと部長はお思いだと思いますが、それをきちっと数字で示して、このように示していただけたらなというふうに思います。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

仮に毎年ですね、10億円かかりましたというシミュレーションをすればいいんですかね。

委員（是枝綾子議員）

毎年。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

毎年10億円かかるんですかということ。だって300億の炉やのに、何で忠岡が毎年、何十年も10億円。もう忠岡で建てるようなものみたいになりますよね。だからそういう、ちょっと漠然としたそういう議論ではなく、きちっとした財政推計で広域処理はこれだけ負担があるので、ちょっと財政的にも難しいというふうに出して行って、そして公民連携処理のほうしかありませんとね。10数年前の忠岡町のような出し方をされてるんであれば、検討ね、公民連携しかないのかということ。ちょっと検討に入らなアカンということになるんですけども、やっぱり2つ、広域処理か公民連携処理かというね、そういう議論がされているのに、広域処理については分かりませんということで、そういう、



お金いっぱいかかりますという、これだけではやっぱりいけないと思うんですけども。  
委員長（北村 孝議員）

部長、その今枝さんが言うてる広域で、例えば私、聞くには、もう建て替えの話も、あの舞町というのかな、あそこでは無理やと当然思います。後で住宅が張りついたかどうか分かれへんけど。そしたらそれをどこかに持って行って、そこでやる事業という、細かい部分は出えへんけど。漠っと数字、そういったものを出せないですか。当然住民にも、これは勝元さんも言うてはったけど、3市以外によそからのごみも取りませんよという、そういう地域のとこと協定を結んでるといふところのハードルもあるし、アセスの問題もあるし、住民の例えば今の収集時間でいけるのかとか、その辺のこともあるので、その辺は大体、きちっとは出えへんけど、漠っと出ませんですかね。漠っとだけでもね。

委員（是枝綾子議員）

委員長、それは出てますや。この費用、こっちに。ここに費用想定に含めて出てるので、私はそれじゃなくて、忠岡町財政に、忠岡町の財政にめちゃくちゃ大きな負担が来て、もう立ち行かない、大変という、ですかというたら分かれへんわけですね。ということだから、ちゃんと財政シミュレーションを出してねと。

委員長（北村 孝議員）

それを出すにはきちっとしたやっぱり数字が、根拠がなかったらでけへんで。

委員（是枝綾子議員）

根拠を設定して、毎年10億円要りますと。何十年間、10億円要るんですかと、そして聞きたいということになります。そういう話ね、漠然としたそういう空中戦みたいなんじゃないかって、きちんとした資料に基づいてやっぱり議論すべきでないかと。だから広域があかんというのであれば、広域の財政シミュレーションはやっぱり出してくださいねということでも申し上げてるんです。

委員長（北村 孝議員）

それ、出せますか、部長。

住民部（谷野栄二部長）

どこまで行かしても、その一部事務組合に加入できるかできないかが分からない中で、その金額は出せないと思います。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一部事務組合に入るんだということでも町長が就任当初から頑張っていた、その勢いでずっとやっていただければ、やっぱり状況は打開できると思うんですけども、もう広域は行かへんのやと思いつつ交渉しても、そんなんでできませんわ。それは無理な話です。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

いや、僕も最善の方法で考えた結果がこれですんで、単純に計算しましょうよね。単純に。今まで15年、これ、令和6年3月末まででこの15年間、このときからのときからで何ぼ使いました。50億。15年間に50億使ったと計算したら、今度広域へ行くとしてもこの15年をこっちへ折り曲げても50億円かかりますやん。今までの経費と一緒にだけかかりますやん。向こうへ最低50億かかりますやん。今のまま変われへんから。

そこへ、プラスですよ、パッカー車のプラスオン、こちらのクリーンセンターの解体費用、それと目に見えてない向こうの延命化の工事費、それでもし10年後に、15年後に新工場を建てたら、何十億円ってなってきたら最低でもプラスオン50億かかるん違います。そしたら合計100億になってくるん違うの。さらっと勘定やっても。

委員（是枝綾子議員）

それが正確かどうかと。私はその前に。

町長（杉原健士町長）

いやいや、さらっと勘定やってもそんだけかかってくるということです。

委員（是枝綾子議員）

いや、勘定はあるけれども、そこに補助とかいろいろね。いろんなね。だからそれをちゃんと数字として出してくださいと。漠然とした、何かその辺ね、何か風呂屋でしゃべってるような、そういう場じゃなくて、きちっと出して。

町長（杉原健士町長）

これは僕、何もこれはほんまやと思ってないけどな。これで幸せになったかな、忠岡。

委員（是枝綾子議員）

これはええということじゃなくて、こういう資料を出して、そう言ったということなので。

委員長（北村 孝議員）

2人でやらんと。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

きちっとした資料を出してくださいと、財政シミュレーションね、出してくださいとい

うことは資料要求しておきます。

委員長（北村 孝議員）

それは出ないんですよね。ということです。はい。

他に、ご質疑。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

はい。

議長（和田善臣議員）

先ほどね、オブザーバーとして発言させてくれと言って、させてもらいました。で、その中で迷惑施設という言葉も出しました。僕は4点ほどちょっと取り上げてお話ししようとしたんですが、皆さんの、委員長のほうを見ると、話は聞いてくれてない。向かい合わせ、見るとまた横同士話ししてる。それでちょっと途中でやめたんですけどね。何も私は広域を否定はしていない。していないですよ。話を聞いてくれてなかったのと違うかな、最後まで。

で、迷惑行為と、この施設を建てるプラス要因ですよ。本当は絶対要る施設ですよ。これはやっぱり相入れないものがあるって、まあ言うたら表裏一体の問題ですよ、これは。絶対要る。しかし迷惑施設やと。これは表裏一体ですよ。

その延長で、そういった広域の話、例えば出したんですが、何も広域は駄目やということは僕は言った覚えはないです。常に私は中立の立場で物を言ってるつもりですのでね。その辺は皆さん聞いてない、僕の話。

それと、あとは健康被害という問題もありました。健康被害についてはやっぱりその造るメーカーなりが、やっぱりその数字を出してますのでね。今の段階の275分の1やというのであれば、そう健康被害はないであろうと、そういう判断をしなければいけないと違うかということ、先ほど勝元さんも例を出してましたけども、車とか電化製品、そんなものはみな信用やって買ってますよね。そういったことで話しさせてもらいました。

あと、一番私が懸念してるのは、このSPCの持続可能な経営ですね。これができるかどうかというのが一番私はリスクに感じてると、そういうことです。

ですから、そのリスクな部分は、これは私たちは10年先ならまだしも、20年、30年先にはもう我々はいないであろうと。だからそこまでは責任持てない。それは後に続く皆さんで考えていってもらわなあかん。そういう話をしただけで、何も広域は駄目だという話はしておりません。それははっきり言うておきます。

委員長（北村 孝議員）

すみません、時間も限られておりますので、理事者のほうに質問をよろしく願いいたします。

他に、ご質疑ありませんか。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

先ほどの答弁させていただきます。

それで、広域。今でも本町は民間丸投げですわ。公民連携のほうが当然、モニタリングもするし議会の声も聞こえると思います。今、議会の声、聞こえてませんよ。クリーンセンターは何も。もう長期包括で投げとるんやから何も聞こえてない。今回はモニタリングができる。

そやけど、広域へ行った場合は、今部長が言うてるように委託の間は何も議会の声、聞こえませんよ。これもつらいところなんですよね。それも判断材料の中の1個なんですよ。どこまでいっても委託の間、議会なんか相手にしてくれませんからね。それも材料の1つです。付け加えておきます。

委員長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今のクリーンセンターも、もちろん運転管理は民間にやっていただいているけれども、今度のこの案は、民間といっても産廃施設が来ると、そこが問題だというふうに私たち言っているんです。

なので、さっき議長も広域に否定はされていないということでありましたけれども、泉北環境もごみを焼いている、忠岡もごみを焼く施設に嫌やというのはどうかなというふうなことで、ニュアンスに私は聞こえたんですけどね。でも、泉北環境は一般廃棄物しか焼いてません。産廃は焼いてない。なので、やはりここは産廃施設が来るということが問題だというふうに思っているんです。

それで、今町長はモニタリング、今回この民設民営でモニタリングができれば議会の声も届くということやったけれども、モニタリングは議員、入りませんか。どうなんですか。もう一遍確認です。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そのところはまだ全然検討すらしてないんですけども、基本的には我々がチェックをさせていただいて、その内容を正確に皆様にお伝えする、そういった形じゃないかなというふうに想像しております。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そやから、結局私ら入れないんですよ。これ、一般質問でもさせていただいたときに議員は入れないという、担当部長と向こうの産廃業者ですか、とかで組まれたモニタリングであって、私たちの声はそこで出せない。質問もできないと。後で公開はしますと、そういった流れになっているというふうに思うんです。

なので、やっぱり町長おっしゃるように、議会の声を届けるためには忠岡町独自のモニタリング委員会ね。これはもう何遍も言うてますけれども、やっぱり住民の方も入って、長期包括のときにありましたでしょう。今度はもちろん民間の建物だけれども、そやけど、やっぱり忠岡のわずかなごみも一緒に焼いて、忠岡の土地の上にあるものですから、そこにどんな影響が出てくるかというのもあると思いますので、やはり忠岡町独自のモニタリング委員会ね。これはそっちの部長がおっしゃるモニタリング委員会で、議員が入れないとおっしゃるなら、別個でつくって、やっぱり住民の代表の方も入っていただいでする委員会が必要ではないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

議会、住民の皆様の声を否定するものではございませんけども、勝元議員もおっしゃっておられましたけど、やっぱりこういった環境問題とか施設の運転を見るのは専門家の目が必要になってくると思います。ですから、例えば町のほうから、例えば大気や水の専門家を入れるとか、例えばSPCは独立した会社ですので、その財務手法を見れるような専門家を入れるとか、そういったことというのは効果が確かにあると思います。私どもでは見れない面ですね。

ただ、一般住民の方が現地へ行って、その中の資料を見たときに、議論が本当にできるのかなというところは正直、今思っております。それはちょっと、我々が見るときに先ほど言いましたような専門家を入れるかどうかは決めておりませんが、やはり見させていただいて、内容を吟味して、その今あるデータはこうしたものですよということを伝えるような形のほうが一般住民の皆様にご理解していただける方法ではないのかなというふ

うに思って、今ご質問を聞いて思ったところでございます。

委員長（北村 孝議員）

よろしいですか。

委員（河野隆子議員）

分かりました。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ぜひ検討していただきたいというふうに思うんです。やっぱり住民とか、議員であつても、いろんな数値が出てきたら、それを見てどうやというのは難しいと思いますけどね。例えば単純に臭いがするとか騒音がするとか、そういったことも言える。そういった忠岡町独自のモニタリング委員会、もちろん大気汚染のことが一番、ダイオキシンと心配されますけれども、そういったところにつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。これはお願いでありますけど。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

ちょっと産業廃棄物、廃棄物って、耳についてしゃあないけどね、豆腐屋さんから出るおからも産業廃棄物ですねん。現場から出た木、木くず、藻くずも産業廃棄物でしょう。家で大工仕事をやって切った木は一般廃棄物ですよ。家で豆腐のかすをほかしても一般廃棄物ですよ。そやから、環境に優しい産業廃棄物の処理をするいうてんやからね。そんな、とてつもないようなもの持ってきませんよ。何か産業廃棄物が悪いみたいに。

あのね、基本的にね、一般家庭ごみのほうが質、悪いんですよ。ぼとぼとで。運搬するのは一般廃棄物の家庭ごみなんです。産業廃棄物のほうがちゃんとしたやつで出てるんです。そやから産業廃棄物という言葉が、これ悪いんかな。ちょっと書き方も考えらなあかな。産業廃棄物という認識、ちょっと変えてくださいよ。豆腐屋から出るおからは産業廃棄物ですから。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（北村 孝議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ただ、言うときます。おからとか、それは産業廃棄物でしょう。だけど、180トンの

ね。おからはそんな180トンも来ないし。ここに書いてますやん。このケース3、プラスチックによる海洋汚染対策として漂流漂着ごみの受け入れ。こんなもの受け入れるんですよ。それで、災害で発生したごみも焼くんでしょう。そんなもん、どんなもんが入ってるか分かりませんやん。海水に浸かってるしね。汚染されてるかもしれへん。

委員長（北村 孝議員）

それならな、すみません、災害で焼いたやつ焼けるかい。そんならどこへ持っていくの、忠岡の。うちはええわ。よそで焼いてもらうみたいな話になるわけ。

委員（河野隆子議員）

委員長もそんな、私に質問するあれはないと思いますけど。

委員長（北村 孝議員）

答弁、よろしい。あれだけやな、それなら。

他に、ご質疑ありませんか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

1日目、2日目、今回、2日間やってるんですけども、何か話を聞いてると、全部公民連携の話しか出てこなくて、資料も公民連携のものばかりで来てます。先ほど町長もおっしゃってましたけども、新たに50億かかるんやという話も、それは分かることは分かります。ただ、やっぱりこういうふうな形で数字に示されてない以上は、私たちもこれは理解することはできませんし、当然住民の方なんか、もっと特に分からないと思うんです。だから、この場面で50億かかるとか幾らかかるとか言ったとしても、住民にはそれは全く伝わってこない問題だと思うんです。

で、やっぱり今、議論の中が公民連携ありきで進んでるような感じがして、広域化に関する、例えばこの第1優先方式がこの公民連携であるんですけども、やっぱりこれがなくなったときに第2優先方式も考えていかないといけないところはあると思います。ほかの自治体でも第1優先方式、第2優先方式という方法も取られている自治体もあります。

そういった意味では、今、公民連携のほうの資料がいっぱい出てますけども、やっぱり広域化に向かったの資料もそれなりの量を用意しておかないと、これを比べてみて、どっちがいいかというのは住民判断つかないと思うんです。そういったところの資料というのはやっぱり私たちも頂きたいと思いますし、そういうところは今後出てくる可能性あるんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

金額の面につきましては、これまでいろいろとご意見いただいたところでございまして、今現在出せる金額につきましてはもう出ささせていただいてるというふうに思っております。

ます。相手のあることもありまして、これ以上出せないところもありますので。私も金額でこの事業を決めるということではなくて、前回の特別委員会に出させていただいたこの3つの方式の定性的評価、一つ一つ項目を挙げて、どれがどういうふうに有利なのかというところを積み上げた結果、この公民連携協定方式がやはり一番住民にとっても本町の財政にとっても一番有利であったという結果に基づいて、今このような公民連携協定方式が第1優先ということにしていっているわけございまして、金額に関しては、それは重要な問題ですけども、それは一番の評価ではなくて、あくまでもこの定性的評価、住民の問題であったりとかいろんな各項目について有利不利を判断した結果でございますので、ここはちょっとご理解いただきたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

多分町の判断としたら、いろいろそういった意味で、1年間かけて金額想定とかもしてきたと思うんです。でも、結局、町はそれであって、一般質問で言わせてもらったんですけど、住民が判断する基準というのが今のところこれしか示されていないというのがあって、先ほども相手があることなので予算を出せないというのはあったんですけど、想定はできますよね。例えば泉北環境が新しいところに300トン炉を造る、そこで一部組合に入るか委託にするのか、そういった金額でも金額、変わってきますよね。ただ、そういうふうに設定づけすれば金額ってある程度出てくるんじゃないですか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そのシミュレーションもやろうと思ったんですけども、広域化協議会の中では一部事務組合に入れるという話は一言も出てませんし、委託が前提ですよと言われておりますので、その中で今から委託をしながら、将来的に一部事務組合に入れるかどうか、これも言えませんけども、一部事務組合に入るということは前提が全然違いますよということも言われてるんです。

前回もちょっと前川議員からも質問にもありましたけども、用地選定に関しても「忠岡町さん、用地、出せますか」ということも言われてます。そうしたときには3市1町のごみのパッカー車が全て忠岡の本町の地先に集まってくるということになるんですね。そう言われてるんですよ。前提条件はこうですよ。3市1町がそれぞれ候補地を出して、ごみ焼却場の位置を決める計画に乗ってくれますかと、それが一部事務組合に入るといことですよと、そう言われてるんです。



ですから、それを聞いて、今委託でもし行けたとしましても一部事務組合に入るというハードルは結構高いなというのが正直、もう感じるところであります。けども、金額の比較をするに当たって、委託のままでは、今示されてる金額の前提条件ではどうしても高額になってしまうんですね。今ある施設にかけた費用も一部負担してくれという計算方式になってますので。そうすると比較も何もならないから、一応今出さしていただいているのは10年目に一組に入れたという前提の金額を出さしていただいているわけでありまして、何の保証もないわけなんですね。そこのところも、ちょっと我々の作業といいますか調査のところはちょっとご理解いただきたいなというふうに思っております。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

業者選定に関してはやっぱり町だけが、町と事業者も関与してると思うんですけど、そこになかなか住民が入ってこれないということだと思います。やっぱり広域化、先ほども一部事務組合が難しい。で、委託でやったら今後莫大な費用がかかる。それは分かるんです。分かるんですけども、だからといって資料を出さないというのは、その比較するものがないじゃないですか。民間は民間のこの公民連携の費用で、細かく今後の事業とか金額とか書いてくれると思うんですけど、広域化に関してはそういったものが一切ないんですよね。ただ、漠然とした費用想定しか書いてなくて、これだったらやっぱり同じ資料を見るのにも、住民が見るのも不公平じゃないですか。

これを見て、先ほどの単独でやる場合、あれは明らかに金額が高いので、住民もやめようと思うんですけど、それが1回、広域の話になったら、今回この新しく出された資料、ケース2だったら1人頭2万5,000円、ケース3だったら2万1,000円か2,000円ぐらいですかね。それほど差がないというのがこれで分かるじゃないですか。そしてそれに基づく資料というのは絶対あるはずだと思うんですよね。だからそれを議会なり住民の皆さんに出して、それで調べてもらうというのがまず必要じゃないんですか。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その広域に行った場合の資料というのは、前回の議員説明会の際に出さしていただいていると思いますけども。金額も書いておりますし、事業スキームの概要につきましても、A4ペーパー1枚ですけども、今の想像できる範囲で詳しく書かしていただいておりますけど、これ以上のものを出せということですかね。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そこにも出てるんですけども、実際これで見ても新しくもらった資料では、この1人頭の金額はそれほど差がないと。でも、今さっきの町の話だと、広域へ行くには莫大な費用がかかるというのは、何かこの資料と合っていない発言されてますよね。その莫大な費用がかかるのであれば、このケース2の広域連携というのは、これから将来の話ですけど、もっと上に来てもいい話ですよ。そこについては何かこの資料、見せられた資料に示されていないというのはちょっとあまりにも不公平かなと思うんですけども。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今お示しさせていただいて、ケース1、2、3、金額面であつたりとか事業の内容であつたりとかいうところを細かく示させていただいてます。金額面で、大阪府下の自治体の中で表記させていただいてるところにつきましても、今は委託で、将来は一部事務組合という低いほうの金額を出させていただいてると。これが委託やったら当然上がりますよね。この表としては。それを出せということなんですか。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

だから委託だけじゃなくて、一部事務組合に入ったときのシミュレーション。だから広域については。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それが今出させていただいてる資料になるんです。10年間は委託でいって、で、10年後に一部事務組合に入れたという前提の金額のシミュレーションになっています。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、それはそれでいいんですけど、やっぱりこれに対する数字の細かなことを出していただかないと。

委員長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

詳細はちょっと聞き取ったりしてないのもあるんですけども、この費用想定としまして

施設の整備費用、それから施設運営の組合の分担金の費用とか、一応できる限り项目的に出させていただいてますけども、これではまずいということですか。

委員長（北村 孝議員）

二家本委員、もう時間も冒頭に申していますように1時間で一応切り上げたいので、よろしく願いいたします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これでは一部事務組合が、委託が10年間で、その後一部組合に入るとしての費用想定ですよ。そしたらこれが一番安いということですね。広域に入るとしたら。

住民部（谷野栄二部長）

そういうことです。

委員（二家本英生議員）

やっぱりその中に。ちょっと勘違いしてまして、すみません。

住民部（谷野栄二部長）

これでいいんですね。

委員（二家本英生議員）

ちょっと一旦終わります。

委員長（北村 孝議員）

冒頭に申しましたように、一応2時までとさせていただきます。あとは総務委員会が控えておりますので、本日は以上で本委員会に係る調査・研究を終えたいと思います。

委員長（北村 孝議員）

その他、理事者の側で何かありますか。

（な し）

委員長（北村 孝議員）

ないようですので、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会（第2回）を閉じます。

委員長（北村 孝議員）

閉会に当たり、町長より挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

えらい長時間にわたりましてありがとうございます。

冒頭、委員長からのお言葉のとおり、議会採決の基本協定の分ですけれども、12月もしくは臨時議会ということでご理解いただいたということで、よろしいでしょうか。

委員長（北村 孝議員）

はい。

町長（杉原健士町長）

ありがとうございます。まあ3か月ほどありますんで、その間まだまだ一生懸命、住民のほうにも説明していきたいと、ご理解願いたいと、ずっとずっと説明してまいりますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

次の総務常任委員会もよろしく願います。

以上です。ご苦労さまでございました。

委員長（北村 孝議員）

ありがとうございました。

皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

総務委員の方、引き続きまた。では、終了後15分ぐらい。また委員長が事務局のほうから連絡を入れますので。そしたら理事者のほう、退室願います。

（「午後2時02分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年9月20日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 北村 孝

ごみ処理施設調査特別委員会委員 小島 みゆき